

令和6年度 すくすく保育入所申込みのご案内

(認定の申請・利用調整の申込み)

※ このご案内は、「令和6年度保育所等入所のしおり」と合わせてご覧ください。

○すくすく保育対象児童

次に該当する、心身に障害や発達の遅れなどがある児童

- ・保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とすること。
- ・健常児との集団保育ができること。
- ・日々通所(園)ができること。
- ・心身状況調査票に診断名が記載されていること。
- ・保育時間内に医療ケアを必要としないこと。

※ 医療的ケアを必要とする児童は、医療的ケア児枠でお申込みください。

○4月入所1次募集

■受付期間 令和5年11月27日(月)～令和5年12月1日(金) 8:30～17:00

※ 不足・追加書類の提出、希望保育所の変更・追加もこの期間に受け付けます。

■受付場所 府中市役所おもや3階保育支援課

■受入予定人数公表 令和5年10月2日(月)

■親子面接・行動観察

実施日	会場
1日目 令和5年12月14日(木) 9:30～16:30	府中市役所おもやA302会議室
2日目 令和5年12月15日(金) 9:30～11:30	府中市役所おもやA302会議室

※ 上記日程のどちらかでお越しいただきます。希望日時は、申込受付時に伺い、受付順に決定いたします。面接・行動観察全体で30分程度お時間をいただきます。

※ 面接では、児童の発達・発育の特性や、保育に当たり配慮の必要な点等を伺います。

※ 面接・行動観察の内容は、利用調整の結果には影響しません。

■利用調整結果通知 令和6年2月2日(金)頃発送予定

※ 結果通知後の流れについては、「令和6年度保育所等入所のしおり」参照

○4月入所2次募集（1次募集から申込み、待機となっている場合は、再申込みの必要はありません。）

■受付期間 令和5年12月4日(月)～令和6年2月11日(日)

(土日祝日及び年末年始を除く。) 8:30～17:00

休日受付: 令和6年2月11日(日) 9:00～11:30

※ 不足・追加書類の提出、希望保育所の変更・追加もこの期間に受け付けます。

■受付場所 府中市役所おもや3階 保育支援課窓口

※ 令和6年2月11日(日)は、府中市役所おもや1階 障害者福祉課窓口

■受入予定人数公表 令和6年2月2日(金)

■親子面接・行動観察

実施日	会場
令和6年2月22日(木) 9:30～15:00	府中市役所北第2庁舎3階小会議室

※ 希望時間は申込受付時に伺い、受付順に決定させていただきます。なお、面接・行動観察全体で30分程度お時間をいただきます。

※ 面接では、児童の発達・発育の特性や、保育に当たり配慮の必要な点等を伺います。

※ 面接・行動観察の内容は、利用調整の結果には影響しません。

■利用調整結果通知 令和6年3月1日(金)頃発送予定

※ 結果通知後の流れについては、「令和6年度保育所等入所のしおり」参照

○令和6年度途中入所

- 受付期間及び受付場所 一般枠と同様（「令和6年度保育所等入所のしおり」参照）
- 受入予定人数公表日 入所希望月の前月3日前後
- 親子面接・行動観察 利用調整の結果、利用可能な保育所等が決定した場合のみ実施します。
- 利用調整結果通知 入所希望月前月20日頃発送
 - ※ 結果通知後の流れについては、「令和6年度保育所等入所のしおり」参照
 - ※ 5月入所以降は、欠員がない場合は選考を行いません。欠員がない場合も申込みは可能です。

○提出書類

- ・認定申請書兼保育所等利用調整申込書（すくすく保育用）
 - ・児童票
 - ・保育要件確認のための書類
 - ・チェックシート
 - ・心身状況書
 - ・すくすく診断書（すくすく保育申込み児の心身状況調査票）
- ※ 障害者手帳・愛の手帳をお持ちの児童の申込みを行う方は、手帳の写しをご持参ください。
- ← こちらの書類は一般枠と共通です。詳細は「令和6年度保育所等入所のしおり」をご確認ください。

○申込みに当たって

「令和6年度保育所等入所のしおり」をご覧ください。特に、申込み時の注意点については、13頁～14頁を必ずご確認ください。なお、利用調整は、「保育所等の利用調整を行う基準等」に基づき行います。

○すくすく保育実施保育所(園)

- 公立保育所 市内の公立保育所は、全てすくすく保育実施園です。
- 私立保育園 私立保育園のすくすく保育実施園は、次のとおりです。

府中愛児園	やまびこ保育園	ラフ・クルー分倍河原保育園
千春保育園	キッズランド府中保育園	ラフ・クルー分倍河原保育園分園
晴見保育園	府中保育園分園	このめ保育園
押立保育園	キッズルームっこ保育園	アスク府中片町保育園
府中保育園	わらしこ第2保育園	ふちしらコスモ保育園
にじのいろ保育園	まなびの森保育園中河原	トレジャーキッズぶばい保育園
山手保育園	明桜保育園	まなびの森保育園東府中
さくらんぼ保育園	そよかぜハーモニー保育園	まなびの森保育園府中
押立第二保育園	よつば保育園	ソラスト府中保育園
わらしこ保育園	第2キッズランド保育園	ヴィラまなびの森保育園住吉町
第2府中保育園	光明府中南保育園	府中緑町・学びの保育園
府中めぐみ保育園	アスク府中本町保育園	
山手保育園清水が丘分園	太陽の子清水が丘三丁目保育園	

- ※ 全てのすくすく保育実施園で、令和6年4月入所の受入枠を設けているものではありません。実際の受入枠については、「すくすく保育受入予定人数」の表をご確認ください。
- ※ 各園の所在地、連絡先等については、「令和6年度保育所等入所のしおり」をご確認ください。
- ※ 各保育所(園)には保育方針・内容や環境に特色がありますので、希望保育所(園)は、あらかじめ全て見学してください。なお、見学は、直接保育所等にお問合せいただき、申込児童も一緒にお出掛けください。
- ※ 児童の体調や発達・発育に合わせ、お預かりする時間を短く設定する保育所(園)もあります。預かり時間に制限がある場合でも、申請内容どおりの就労等が必要となりますので、必ず申込み前に保育所(園)へご確認ください。
- ※ 送迎のための駐車場は原則としてありません。徒歩・自転車・公共交通機関で送迎してください。

令和6年度 保育所等入所のしおり

令和6年4月～令和7年2月

本冊子において、「保育所等」とは府中市内の認可保育所及び地域型保育事業のことを指します。

令和6年度4月申込み（1次募集）

郵送受付	受付期間：令和5年10月2日(月)～10月31日(火)必着 送付先：〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所 保育支援課 入所認定係
窓口受付	受付期間：令和5年11月1日(水)～11月17日(金)（土日祝日除く。） 午前9時00分～午前11時30分／午後1時30分～午後5時00分 休日受付：令和5年11月11日(土)・12日(日) 午前9時00分～午前11時30分 受付場所：市役所府中駅北第2庁舎3階会議室 ※例年と異なりますので、ご注意ください。
オンライン受付	受付期間：令和5年10月2日(月)～11月17日(金)23時59分

注意

※詳細は6～7ページに記載されている内容をご確認ください。

申込みスケジュール

入所希望月	受付締切	結果発送日
4月	1次 令和5年11月17日 ※郵送のみ令和5年10月31日必着となります。	令和6年2月2日
	2次 令和6年2月11日 ※郵送のみ令和6年2月9日必着となります。	令和6年3月1日
5月	令和6年4月10日	入所希望月 前月20日頃
6月	令和6年5月10日	
7月	令和6年6月10日	
8月	令和6年7月10日	
9月	令和6年8月9日	
10月	令和6年9月10日	
11月	令和6年10月10日	
12月	令和6年11月8日	
1月	令和6年12月10日	
2月	令和7年1月10日	

本冊子の中には、次の書類が入っています。

- 子どものための教育・保育給付に係る認定申請書兼保育所等利用調整申込書
- 児童票(2枚)
- 申込書・児童票の記入の仕方
- 就労証明書(2枚)
- 就労証明書 記載要領
- 保育受託証明書
- 令和6年度保育所等申込みチェックシート
- 提出書類確認票

その他の書類は、市役所保育支援課窓口、各認可保育所等、府中市ホームページから取得してください。



府中市マスコットキャラクター
ふちんこま

※詳細は7～10ページをご確認ください。

府中市子ども家庭部保育支援課 入所認定係

電話 042(335)4172

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp>



I 保育所等の申込みの前に	V 利用者負担額・副食費について
1 府中市の保育施設の種類 …………… P 2	1 利用者負担額（保育料） …………… P 3 0
2 保育の必要性の認定 …………… P 3	2 副食費
3 申込みができる方 …………… P 4	3 保育時間を超えて利用する際の延長保育料について
4 希望保育所を決めるに当たって	4 利用者負担額表 …………… P 3 1
5 令和6年度の主な変更点 …………… P 5	5 利用者負担額及び副食費の決定における 市民税所得割額の確認方法 …………… P 3 2
II 保育所等の申込み方法	VI 認可外保育施設等について
郵送・オンライン受付について…………… P 6	1 東京都認証保育所(利用者補助対象施設) … P 3 4
1 令和6年度4月申込み(1次募集)から 入所までの流れ …………… P 7	2 その他の認可外保育施設
2 令和6年度4月申込み(2次募集)から 入所までの流れ …………… P 8	3 認可外保育施設等に関する 幼児教育・保育の無償化 …………… P 3 5
3 令和5年度申込みと令和6年度4月申込みを 同時に行える期間…………… P 9	4 認可外保育施設等利用者保育料助成金 … P 3 6
4 4月入所の出産予定児童の申込み	5 企業主導型保育事業 …………… P 3 7
5 令和6年度5月以降の申込み(年度途中)から 入所までの流れ	6 一時預かり事業・定期利用保育事業 …… P 3 8
6 利用調整で待機となった場合 …………… P 1 0	VII 市立保育所の再編について
7 保育所等利用調整申込みに 必要な書類について …………… P 1 1	1 市立保育所の再編(令和5年10月現在) … P 3 9
8 申込みに当たっての注意事項 …………… P 1 3	2 市立保育所の申込みに当たっての注意事項 P 4 1
9 申込み後の手続等について …………… P 1 5	VIII 保育所等施設情報
1 0 支援を要する児童の申込み…………… P 1 6	1 認可保育所 …………… P 4 3
1 1 兄弟姉妹での同時申込み …………… P 1 7	2 地域型保育事業 …………… P 4 7
1 2 年齢制限のある保育所等について …… P 1 9	IX よくあるご質問(Q&A)
1 3 府中市外在住で、 府中市の保育所等をご希望の方 …… P 2 0	1 申込みについて …………… P 4 9
1 4 府中市在住で、 府中市外の保育所等をご希望の方 …… P 2 1	2 育休中の申込みについて…………… P 5 1
III 保育所等の利用調整基準等について	3 入所後について …………… P 5 2
利用調整を行う基準表 …………… P 2 2	
IV 保育所等に入所している方へ	
1 入所直後の手続 …………… P 2 7	
2 入所中の手続等について	

I 保育所等の申込みの前に

1 府中市の保育施設の種類

施設区分		対象年齢	開所時間	延長保育時間	保育の必要性の認定	申込み先	保育料		
認可保育所等	認可保育所 国の基準により設置・運営される保育施設	公立	0～5歳	7～18時	施設による (⇒43分～)	府中市	市民税所得割額による (⇒31分)		
		私立	年齢制限のある保育所等あり (⇒19分)						
	地域型保育事業	家庭的保育事業 家庭的な雰囲気の下、少人数(5人以下)で、きめ細かな保育を行う。 市内施設:保育ルームひよここはちまん		0～2歳	8時半～16時半			必要	
		小規模保育事業 家庭的保育に近い雰囲気の下、少人数(定員6～19人)で、きめ細かな保育を行う。 市内施設:保育ルームひよここわかまつ		0～2歳	8時半～16時半				
事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。 市内施設:ねぎし保育園		0～2歳	7～18時	18～19時					
認可外保育施設等	認証保育所 都内の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営される保育施設	A型 月120時間以上の利用が必要な5歳までの子どもを預かる施設	0～5歳	施設による	施設による	各施設	施設による		
		B型 市町村が必要と認める2歳までの子どもを預かる施設	0～2歳						
	ベビーホテル 認可外保育施設のうち、次のいずれか1つ以上に該当する施設 ・午後8時以降の保育を行っているもの ・子どもの宿泊を伴う保育を行っているもの ・一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めているもの)を行っているもの		0歳～					施設による	不要 (利用のための認定は不要だが、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには必要⇒35分)
	事業所内保育施設 事業所等において、その従業員の子どもの預かりを行う認可外保育施設		0歳～					施設による	
	院内保育施設 病院・診療所において、その職員の子どもの預かりを行う認可外保育施設		0歳～					施設による	
	その他の認可外保育施設 ベビーホテルにも、事業所内・院内保育施設にも該当しない施設		0歳～					施設による	
	居宅訪問型保育事業 利用者の自宅等で乳幼児を保育する事業(ベビーシッター事業)		0歳～					施設による	
	企業主導型保育事業 多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的として内閣府が推進している保育事業。企業の従業員の子ども他、地域の子どもを受け入れることもできる。		0歳～			施設による	必要		

2 保育の必要性の認定

保育所等を利用するためには、「保育の必要性」(子どものための教育・保育給付に係る支給認定の認定)を受ける必要があります。認定申請の手続きは、原則、保育所等の利用手続きと同時に行います。

(1)認定区分

認定区分	対象
1号認定	満3歳以上で、教育(幼稚園等)を希望する児童
2号認定	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする児童
3号認定	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする児童

(2)保育の必要な事由と認定期間

認定を受けるためには、次の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要な事由	認定の有効期間	必要書類
就労(月48時間以上)	就労している期間	就労証明書
妊娠・出産	出産(予定)月及びその前後2か月	母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障害	各事由が生じている期間	障害者手帳の写し又は医師の診断書
同居又は長期入院している親族の介護・看護		介(看)護状況届出書及び介護に係る関係書類
災害復旧		罹災証明書及び復旧活動内容のスケジュール
求職活動	認定の日から90日間を経過する日が属する月の末日まで	求職活動誓約書
就学	在学している期間	在学証明書
虐待やDVのおそれがある場合	保育を必要とする期間	保育支援課に要相談
下の児童の育児休業中に既に保育所等を利用している児童がおり、継続利用の必要がある場合	育児休業取得期間 一部例外あり(28頁参照)	就労証明書又は育児休業の期間が分かる会社発行の書類
その他、府中市が認める場合	保育を必要とする期間	保育支援課に要相談

- 「保育の必要性」が認定されると、子どものための教育・保育給付に係る支給認定証(以下「認定証」といいます。)が交付されます。
- 認定証に記載のある有効期間が終了した場合、入所中の方は退所、申込み中の方は利用調整の対象外となります。有効期間の終期以降も保育所等の利用、利用調整の対象となることを希望される場合は、**有効期間の終了する月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)まで**に改めて必要な書類を提出してください。ただし、出産要件で保育所等に入所した場合、有効期間の終了後に利用期間を延長することはできません。
- 3号認定の有効期間は最長で3歳の誕生日の前々日までです。保育所等へ入所中又は申込み中の方の3号から2号への切り替えは、府中市が行うため、申請は不要です。

(3)保育の必要量

府中市にて「2号認定」又は「3号認定」を受けた場合は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに区分されます。なお、「保育ルームひよこっこはちまん」又は「保育ルームひよこっこわかまつ」を利用する場合は、「保育短時間」認定となります。

いずれの認定の場合も、家庭ごとに保育の必要な時間に合わせた保育時間を保育所等が決定していくことになりますので、必ず最長時間でのお預かりとなるものではありません。

区分	保育時間
保育標準時間	7時～18時(1日最長11時間)
保育短時間	8時30分～16時30分(1日最長8時間)

※「保育の必要な事由」と希望によって保育必要量を区分します。「保育の必要な事由」の状況により「保育標準時間」を希望していても「保育短時間」認定となる場合があります。

※「保育の必要な事由」が「就労」の場合、実働時間が週30時間未満かつ1日の就労時間に通勤時間を加えた時間が「保育短時間」の時間内となる方は、「保育短時間」認定となります。

※市外の保育所等はこの限りではありません。詳しくは、入所希望施設所在地の自治体へお問合せください。

3 申込みができる方

原則、府中市の住民基本台帳に登録されており、生後8週経過後（府中保育園と西府の森保育園は1歳児クラスから）の心身ともに健康で集団保育が可能な児童で、保育を必要とする認定（2号又は3号認定）を受けている（予定を含む。）児童
※集団保育を経験させたいといった理由のみでは該当しません。

クラス年齢

クラス年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢となります。令和6年5月以降の利用調整でもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0歳	令和 5(2023)年4月2日 以降
1歳	令和 4(2022)年4月2日 ~ 令和 5(2023)年4月1日
2歳	令和 3(2021)年4月2日 ~ 令和 4(2022)年4月1日
3歳	令和 2(2020)年4月2日 ~ 令和 3(2021)年4月1日
4歳	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和 2(2020)年4月1日
5歳	平成30(2018)年4月2日 ~ 平成31(2019)年4月1日

4 希望保育所を決めるに当たって

府中市内で入所を希望できる保育所等は最大10か所です。希望順位は利用調整の優先順位に影響しません（希望順位の高い方を優先する利用調整方法ではありません。）。利用調整の結果、利用可能な保育所等が複数ある場合には、希望順位の最も高い保育所等に決定しますので、受入予定人数等に関係なく、通いたい順番で希望順位を決めてください。

なお、年齢によって申込みに制限のある保育所等がありますのでご注意ください。詳しくは、「年齢制限のある保育所等について」（19頁参照）をご覧ください。

よい保育施設の選び方十か条

厚生労働省がホームページで公開している、保育施設を選ぶ上での指針です。参考にご覧ください。（「よい保育施設の選び方」で検索）

URL <https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1.18.html>



施設の事前見学

保育所等の申込みの際には、希望保育所等の事前見学をおすすめしています。自宅からの距離や送迎時間、保育の様子や特色、利用可能なサービス等を参考に、見学や園庭開放に参加するなどして、児童に合った保育所等をお選びください。見学については、直接保育所等にお問合せください。

保育コンシェルジュへの相談

保育コンシェルジュとは、各家庭の相談をお受けし、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等、様々な幼児教育・保育サービスの情報提供を行う専門の職員です。保育支援課に3名在籍しています。お気軽にご相談ください。

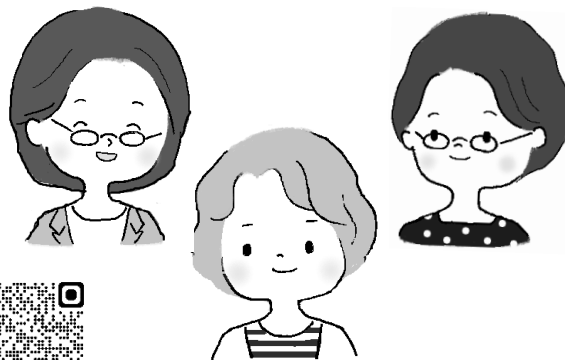
なお、認可保育所等の申込みの方法、利用調整を行う基準等は保育支援課入所認定係にお問合せください。

相談日時	平日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後4時まで
場所	市役所おもや3階保育支援課

●LINEでの予約が可能です。詳細は次のURL、又は2次元コードからホームページをご確認ください。電話での予約はできません。

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/sodan/soudanuketsukeyoyaku.html>

- 予約がなくても、相談は可能です。
- 正午から午後1時までは受付ができません。
- 不在の場合や、他の方の対応等でお待ちいただく場合があります。



5 令和6年度の主な変更点

令和6年度以降の申込みから、主に次の点が変更になります。

申込みの受付方法

令和5年度までは原則窓口での受付とし、4月の1次募集のみ郵送受付も可としておりましたが、令和6年度4月(1次募集)申込みから窓口受付に加えて、全ての月において郵送受付及びマイナンバーカードをお持ちの方へのマイナポータルによる電子申請である「ぴったりサービス」でのオンライン受付を開始します。なお、郵送受付及び「ぴったりサービス」でのオンライン受付は、各月の申込締切日必着とします。ただし、4月の2次募集の申込締切日は、郵送受付のみ、令和6年2月9日(金)となります。

「郵送・オンライン受付について」(6頁参照)も、あわせてご確認ください。

※ 窓口受付は平日のみとなります。ただし、4月の1次募集の受付期間の令和5年11月11日(土)・12日(日)、及び4月の2次募集の受付期間の令和6年2月11日(日)のみ、休日受付を行います。なお、この休日受付は、午前9時から11時30分までです。

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
4月(1次)	【窓口】令和5年11月1日(水)～11月17日(金)※ 【郵送】令和5年10月2日(月)～10月31日(火)必着 【オンライン】令和5年10月2日(月)～11月17日(金) (7頁参照)	9月	令和6年7月11日(木)～8月9日(金)
4月(2次)	【窓口・オンライン】令和5年11月20日(月)～令和6年2月11日(日)※ 【郵送】令和5年11月20日(月)～令和6年2月9日(金)必着 (8頁参照)	10月	令和6年8月13日(火)～9月10日(火)
5月	令和6年2月13日(火)～4月10日(水)	11月	令和6年9月11日(水)～10月10日(木)
6月	令和6年4月11日(木)～5月10日(金)	12月	令和6年10月11日(金)～11月8日(金)
7月	令和6年5月13日(月)～6月10日(月)	1月	令和6年11月11日(月)～12月10日(火)
8月	令和6年6月11日(火)～7月10日(水)	2月	令和6年12月11日(水)～令和7年1月10日(金)

「就労証明書」の様式が変更になります。

国の標準様式の改定により、令和6年度4月申込みから、就労証明書の内容が変更になります。

入所後育児短時間勤務制度の利用に係る選考について

令和5年度の申込みまで、育児短時間勤務制度を利用する場合、「1日当たり2時間以内の実働時間の短縮」であれば、制度利用前の契約上の就労時間で利用調整を行うとしておりましたが、令和6年度4月申込みから、「1週間当たり25時間以上の実働時間となる範囲での短縮」であれば、同様に制度利用前の契約上の就労時間で利用調整を行います。

令和6年度4月申込み(1次募集)の受付場所

令和6年度4月申込み(1次募集)の受付会場は市役所府中駅北第2庁舎3階会議室となります。市役所おもや3階の保育支援課の窓口では受付できませんので、ご注意ください。

Ⅱ 保育所等の申し込み方法

郵送・オンライン受付について

- 本冊子の11～14ページを確認し、申込書類をご用意ください。
- 受付期間については、本冊子の5ページをご確認ください。
- **全ての書類をそろえてから受付締切日までに申し込んでください。**
- 申込み前にご不明点があれば保育支援課までお気軽にお問合せください。

次のいずれかに該当する場合は、郵送・オンラインでの受付はできません。

- すくすく保育(障害児等保育)、医療的ケア児の申込み
- 市外から、府中市内の保育所等を申し込む場合(20ページ参照)
※住民登録のある自治体窓口に申込みが必要です。なお、自治体によってはお住まいの自治体を經由せず、直接府中市に申し込む場合がありますので、事前にお住まいの自治体にご確認ください。
- 市外の保育所等を申し込む場合(21ページ参照)
- 令和5年度途中の申込み

申込み時の注意点

- (1) 申込書・児童票・チェックシート以外の保育要件確認のための書類(就労証明書・診断書等)についても、必ず保護者の方が、記入漏れや内容に誤りがないかを確認してください。漏れや誤りがある場合、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。
- (2) 提出された書類は一切お返しできません。**提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してから提出してください。**
- (3) 電話による書類の到着の確認はお答えできません。
- (4) 提出書類は、届いた順に確認し、不足・不備がある場合は、電話、利用調整申込書受理票、又は「ぴったりサービス」の通知のいずれかの方法でご案内します。なお、ご案内には、時間がかかる場合がありますので、日数に余裕をもってご申請いただくようお願いいたします。また、**保育支援課(042-335-4172)からの電話には至急ご対応くださいますよう、お願いいたします。**

郵送受付の注意点

- (1) 郵送の際には、**簡易書留等、郵送記録が残る郵送方法をご利用ください。**
- (2) 書類到着後、4営業日程度で、利用調整申込書受理票を送付します。書類の到着・不足等については、そちらをご確認ください。不足書類は、郵送受付期間中に必着であれば、郵送で提出が可能です。不足書類に合わせて、利用調整申込書受理票の写しを同封してください。
- (3) 郵送事故による不着や破損等についての責任は一切負いかねます。郵送受付期間終了後に届いた書類は、入所希望申込月の利用調整には反映されません。翌月以降の利用調整から反映されます。
- (4) 必ず次の送付先に郵送いただきますようご注意ください。

送付先

〒183-8703
府中市宮西町2丁目24番地
府中市役所 保育支援課 入所認定係 行
【認可保育所等 申込書類 在中】

オンライン受付

マイナポータルによる電子申請である「ぴったりサービス」で認可保育所等の入所申込みが可能です。次のURL、又は2次元コードからもご確認いただけます。

URL: <https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?EjtE7ktWiSa8yobnz8h0JZKxQ3e8/iuRUMK8MP7DKec4Cti+vO7QFRIoJooeGe8hE4+0HsS0g+T8XHfuNUWK8ZsY/2gnAWA0RLhOVHjzTu+a6/edv8Gd7oHPvwFKqAPgqsVNzX7xhKqus4XhxpjTwA==>



- ※ オンライン受付の場合、利用調整申込書受理票は発行しません。
- ※ オンライン受付の申込締切は、入所希望月の申込締切日の23時59分となります。

1 令和6年度4月申込み(1次募集)から入所までの流れ

①申込(認定申請及び利用調整申込み)受付

窓口受付期間	令和5年11月1日(水)～11月17日(金) (土日祝日除く。) 午前9時00分から午前11時30分まで／午後1時30分から午後5時00分まで
	休日受付 11月11日(土)・12日(日) 午前9時00分から午前11時30分まで
	※いずれの日も午前11時30分から午後1時30分までは受付を行いません。 ※不足書類提出期間も含めて受付期間は、令和5年11月17日(金)までです。 ※希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。 ※受付開始から数日は大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しいただくとともに、混雑の分散にご協力ください。また、できるだけ少人数でお越しください。
受付場所	市役所府中駅北第2庁舎3階会議室(保育所等では受け付けません。)
受入予定人数 公表日	令和5年10月2日(月) 市役所おもや3階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ

※2歳児クラスまでの保育園(19号参照)の在籍児童における3歳児クラスへの転所申込み(継続転所)についても、同時期に申込みが必要です。詳しくは、10月頃に施設を通して配布する案内文をご確認ください。

申込みの取下げ及び希望保育所の削除等の手続について

申込み後に入所(転所)の必要がなくなった場合は、「利用調整申込取兼保育所等入所辞退届」を、希望保育所等を一部削除する方、兄弟姉妹入所申込み方法をより厳しい方に変更したい方、又は「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」を☑(希望する)に変更したい方は、「希望保育所等変更届」を、令和5年12月28日(木)までに保育支援課へ提出してください(それ以降は、速やかに保育支援課へご相談ください。)

※兄弟姉妹入所申込み方法については、17～18号をご確認ください。



②認定及び利用調整

- 保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。
- 利用調整を行う基準等(22～25号参照)に基づき、利用調整します。



③認定証の交付及び利用調整結果の通知

- 認定証及び利用調整の結果の通知は、令和6年2月2日(金)に発送する予定です(発送から到着まで2営業日程度かかります。)
- 認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については、電話での回答はできませんので、本人確認書類をご持参の上、保育支援課の窓口にお越しいただいた場合のみ、利用調整結果等についてお答えします。



④-1利用可能 面接・健康診断

- 利用調整により決定した利用可能な保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。
- 3月中に面接及び健康診断を受けられない場合、入所が取消しになることがあります。

申込みの辞退及び転所申込み

利用可能な保育所等の決定後に辞退された方は、再度申込みをする際、翌年同月分まで利用調整において減点となります(ただし、「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」に☑(希望する)がある場合を除く。)。なお、辞退した場合は、未入所証明書を発行することはできません。

1次募集で利用可能な保育所等が決定した方で転所を希望する方は、2次募集から転所申込み(改めて申込みが必要)をすることが可能です。



⑤入所決定(令和6年3月中旬)

- 面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は、3月中旬に「入所承諾通知書」を郵送します。また、4月上旬に「利用者負担額決定通知書」をお渡しする予定です。



④-2利用不可

- 1次募集の利用調整で待機となった方は、2次募集も利用調整の対象となるため、改めて申し込む必要はありません。希望保育所等の変更・追加をする方又は就労状況等の申込内容に変更がある方は、2次募集の受付期間内に届け出てください。
- 利用調整結果通知書は、1次募集の結果通知発送以降、発送はありません。2次募集等で利用可能となった場合は、利用可能な保育所等からご連絡いたします。
- 令和6年4月入所の未入所証明書の発行は、2次募集の選考結果発表以降となります(8号参照)。

2 令和6年度4月申込み(2次募集)から入所までの流れ

①申込(認定申請及び利用調整申込み)受付

窓口受付期間	令和5年11月20日(月)～令和6年2月9日(金) (土日祝日及び年末年始除く。) 午前8時30分から午後5時00分まで
	休日受付 令和6年2月11日(日) 午前9時00分から11時30分まで
	※不足書類提出期間も含めて受付期間は、令和6年2月11日(日)までです。 ※希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。
受付場所	市役所おもや3階保育支援課 令和6年2月11日(日)は市役所おもや1階障害者福祉課窓口
受入予定人数 公表日	令和6年2月2日(金) 市役所おもや3階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ



申込みの取下げ及び希望保育所の削除等の手続について

申込み後に入所(転所)の必要がなくなった場合は、「利用調整申込取兼保育所等入所辞退届」を、希望保育所等の一部削除する方、兄弟姉妹入所申込み方法をより厳しい選考に変更したい方、又は「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」を☑(希望する)に変更したい方は、「希望保育所等変更届」を、令和6年2月16日(金)までに保育支援課へ提出してください(それ以降は、速やかに保育支援課へご相談ください。)

②認定及び利用調整

- 保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。
- 利用調整を行う基準等(22～25頁参照)に基づき、利用調整します。



③認定証の交付及び利用調整結果の通知

- 認定証及び利用調整の結果の通知は、令和6年3月1日(金)に発送する予定です(発送から到着まで2営業日程度かかります。)
- 認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については、電話での回答はできません。
- 1次募集から申込みをしている場合は、利用可能となった方のみ保育所等からご連絡いたします。



④-1利用可能 面接・健康診断

- 利用調整により決定した利用可能な保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。
- 3月中に面接及び健康診断を受けられない場合、入所が取消しになることがあります。

申込みの辞退

利用可能な保育所等の決定後に辞退された方は、再度申込みをする際、翌年同月分まで利用調整において減点となります(ただし、「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」に☑(希望する)がある場合を除く。)。なお、辞退の場合は、未入所証明書を発行することはできません。



⑤-1入所決定(令和6年3月中旬)

- 面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は、3月中旬に「入所承諾通知書」を郵送します。また、4月上旬に「利用者負担額決定通知書」をお渡しする予定です。



④-2利用不可

- 令和6年4月入所においては、令和6年3月7日(木)までに、辞退者や退所者が出て欠員が生じた場合、3月8日(金)頃に、2次募集の利用調整後の待機者を順に繰上げます。辞退繰上げを希望しない方は、3月7日(木)までに申込みの取下げの手続をしてください。なお、申込みを取り下げた場合、未入所証明書は発行できなくなります。
- 利用調整結果通知書は、2次募集の結果通知の発送以降、発送はありません。あっせん等で利用可能となった場合は、利用可能な保育所等からご連絡いたします。
- 令和6年4月入所の未入所証明書は、令和6年3月14日(木)頃から発行可能です。



⑤-2入所あっせん

- 4月2次申込みの利用調整の結果、各保育所等の空きのあるクラスについて、待機している児童を対象に入所あっせんを行います。希望される方は、受付期間内に「保育所等入所あっせん希望届」を提出してください。期間内に届出のあった児童を指数順にあっせんします。なお、あっせんは4月入所のみ対象となります。

受付期間	令和6年3月1日(金)～7日(木)(土日除く。) 午前8時30分から午後5時00分まで
受付場所	市役所おもや3階保育支援課
受入予定人数 公表日	令和6年3月1日(金) 市役所おもや3階保育支援課及び市ホームページ

3 令和5年度申込みと令和6年度4月申込みを同時に行える期間

受付期間	利用希望開始月		申込期間
	令和6年度	令和5年度	※「令和5年度保育所等入所のしおり」9頁参照
	4月申込み (1次募集)	12月	令和5年11月 1日(水)～令和5年11月10日(金)
4月申込み (2次募集)	1月	令和5年11月13日(月)～令和5年11月17日(金)	
	1月	令和5年11月20日(月)～令和5年12月 8日(金)	
	2月	令和5年12月11日(月)～令和6年 1月10日(水)	

受付場所 4月申込み(1次募集)は7頁、4月申込み(2次募集)は8頁をご確認ください。

令和6年度4月1次・2次申込みの受付期間に、令和5年度申込みを同時に行える期間があります。
 令和6年度4月の申込書類は11～14頁をご確認ください。令和5年度の申込書類について、「保育要件確認のための書類」、「税資料(該当する世帯のみ)」及び「その他(該当する世帯のみ)」は、令和6年度分の写しを提出することができます(令和6年度の申込みに令和5年度様式の書類は添付できません。)
 同じ日に申込みを行う場合、令和6年度4月申込みと令和5年度申込みのどちらかで、必ず原本をご提出ください。別の日に申込みを行う場合は、先に行う申込みで原本を提出してください。
 ※ 令和5年度途中の申込みは、郵送・オンラインでの受付はできません。

4 4月入所の出産予定児童の申込み

0歳児クラスの4月入所に限り、令和6年2月4日(日)までに出産予定であることが確認できる児童の申込みを受け付けます。出産後速やかに、出生届のご提出に合わせて、保育支援課まで出生後の児童票を提出してください(入所申込みで申込書類受理時にお渡しする利用調整申込書受理票も一緒にご持参ください。)。書類の提出がない場合、受付完了とならないため、認定証及び利用調整結果通知書の発送ができません。

令和6年2月4日(日)までにご出産されなかった場合、4月入所の対象外となり、改めて生後8週経過後の翌月1日からの利用調整の対象となります。

正産期出産でない児童で利用可能な保育所等が決定した場合は、健康上の理由から通所開始が遅れることがあります。その場合も、入所月の変更はできず、利用者負担額・副食費は4月分からお支払いいただきます。

(1) 出生前の申込書類

書類名	備考
①認定申請書兼保育所等利用調整申込書	児童氏名は、名字の後に「出産予定」とご記入ください。
②児童票	児童氏名は、名字の後に「出産予定」とご記入ください。 生年月日は、出産予定日をご記入ください。 児童の保育の状況・健康状態は未記入となります。
③母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ)	府中市発行の令和5年度母子健康手帳の場合、該当ページは1頁及び4頁です。
④保育要件確認のための書類、チェックシート、その他該当の書類	11～14頁をご確認ください。

(2) 出産後速やかにご提出いただく書類(目安: 出産後1週間以内)

書類名	記入方法
児童票	全ての項目をご記入ください。 利用を希望する保育所等は、申請時と同一の保育所等をご記入ください。

5 令和6年度5月以降の申込み(年度途中)から入所までの流れ

各月スケジュール ※各月1日からの入所となります。

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
5月	令和6年2月13日(火)～4月10日(水)	10月	令和6年 8月13日(火)～9月10日(火)
6月	令和6年4月11日(木)～5月10日(金)	11月	令和6年 9月11日(水)～10月10日(木)
7月	令和6年5月13日(月)～6月10日(月)	12月	令和6年10月11日(金)～11月 8日(金)
8月	令和6年6月11日(火)～7月10日(水)	1月	令和6年11月11日(月)～12月10日(火)
9月	令和6年7月11日(木)～8月 9日(金)	2月	令和6年12月11日(水)～令和7年1月10日(金)

①申込(認定申請及び利用調整申込み)受付

窓口受付期間	左記受付期間のうち、年末年始を除く平日のみ 午前8時30分から午後5時00分まで
	※希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。 ※例年3月入所の利用調整は行いません。育児休業の延長の手続等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合は、2月入所の申込期限までに申し込む必要があります。
受付場所	市役所おもや3階保育支援課
受入予定人数 公表日	入所を希望する月の前月3日前後 市役所おもや3階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ



②認定及び利用調整

- 保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。
- 利用調整を行う基準等(22～25頁参照)に基づき、利用調整します。



③認定証の交付及び利用調整結果の通知

- 認定証及び利用調整の結果の通知は、入所希望月の前月20日頃に発送する予定です(発送から到着まで2営業日程度かかります。)
- 認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については、電話での回答はできません。



④-1利用可能な場合 面接・健康診断

- 利用調整により決定した利用可能な保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。
- 入所月の前月中に面接及び健康診断を受けられない場合、入所が取消しになることがあります。

申込みの辞退

利用可能な保育所等の決定後に辞退された方は、再度申込みをする際、翌年同月分まで利用調整において減点となります。(ただし、「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」に☑(希望する)がある場合を除く。)なお、辞退した場合は、未入所証明書を発行することができません。



⑤入所決定

- 面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は「入所承諾通知書」と同時に「利用者負担額決定通知書」を郵送します。



④-2利用不可の場合

- 利用調整結果通知書は、年度内の申込みの最初の月のみ送付し、それ以降発送はありません。翌月以降に利用可能となった場合は、利用可能な保育所等からご連絡いたします。
- 未入所証明書の発行をご希望の場合、入所を希望する月の前月25日(25日が土日祝日の場合は直後の平日)以降発行可能です。

申込みの取下げ

申込み後に入所(転所)の必要がなくなった場合は、各月の申込期限までに、「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を保育支援課へ提出してください。取下げ等の手続のない場合は、翌月以降も入所を希望しているとみなし、利用調整を行います(チェックシート項目14にチェックした場合、又は認定証の有効期間が終了している場合を除く。)

6 利用調整で待機となった場合

- 利用調整で待機となった方は、翌月以降も利用調整の対象となるため、改めて申込みをする必要はありません(チェックシート項目14にチェックした場合を除く。)
- 利用調整の対象となるのは、認定の有効期間の終了する月までです。引き続き利用調整を希望する場合は、有効期間が終了する月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに、「状況変更届」及び「保育要件確認のための書類」を提出してください。求職活動等で状況が変わらない場合は、「状況変更届」を提出してください。なお、有効期間が終了することのご連絡は行いません。利用調整の対象外となった後、再度利用調整を希望する場合は、改めて申込みが必要です。
- 認定証の有効期間の終了日が令和7年3月1日以降の場合は、令和7年2月入所までが利用調整の対象となります。令和7年4月以降も利用調整を希望する方は、改めて申込みが必要です。申込時期は、令和6年秋頃に「広報ふちゅう」等でお知らせする予定です。

7 保育所等利用調整申込みに必要な書類について

保育所等利用調整申込書類一式

全員必須	認定申請書兼保育所等利用調整申込書	世帯につき1枚
	児童票	申込児童1人につき1枚
	チェックシート	世帯につき1枚
	保育要件確認のための書類(表1)	父母それぞれ
	申込者の個人番号(マイナンバー)の確認できる書類(申請時に窓口で確認し、返却します。)=>13頁参照	
該当する世帯	税資料(表2)	父母それぞれ
	その他(表3)	保育受託証明書以外は、世帯につき1枚

(表1)～(表3)にある★の書類は本冊子に入っていません。市ホームページからダウンロードが可能です。また、保育支援課窓口及び各認可保育所等でも配布しています。

保育要件確認のための書類(表1)

保護者の状況	必要書類	備考
就労(予定)	自営以外 ●就労証明書(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 14頁も合わせてご確認ください。 自営は、事業主が申込児童の保護者又は祖父母の場合のみとします。なお、法人の場合も同様です。 内職は、業者等から材料の提供を受け、主に自宅で行う作業とします。 自営業の確認資料は、添付がなくても申込みできますが、利用調整において不利な取扱いとなります。 ※1 申込締切日から6か月以上前の証明日の場合は使用できません。 ※2 個人事業の開業届(税務署の受領が確認できるもの=>14頁)、法人の登記事項証明書(法人役員の場合)、営業許可証、最新の確定申告書(第一表・第二表)の写し(税務署の受領が確認できるもの=>14頁)上記以外の公的な書類も提出は可能ですが、会議の結果、減点となる可能性があります。
	自営 ●就労証明書(※1) ●自営業の確認資料(※2)	
妊娠・出産	●母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ)	<ul style="list-style-type: none"> 府中市発行の令和5年度母子健康手帳の場合、該当ページは1頁及び4頁です。 出産要件での申込みでない場合も提出が必要です。 出産予定児童の申込みの場合は、9頁に記載されている書類の提出が必要になります。
傷病・障害	●障害者手帳の写し又は医師の診断書(★)(府中市保育支援課様式)(※3)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳は、等級の他に障害名が分かる部分の写しを提出してください。 指定様式以外の診断書の場合は、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。 過去2年以内に4週間以上の入院歴がある場合又は入院を予定している場合は、入院期間の分かる書類を提出してください。 ※3 診断書は、申込締切日から1年以上前の証明日の場合は使用できません。
介護・看護	●介(看)護状況届出書(★) ●被介護者に関する書類(※4)又は医師の診断書(★)(府中市保育支援課様式)(※3)	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式以外の診断書の場合は、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。 ※4 介護保険被保険者証、ケアプランの要介護度が分かる部分の写し又は障害者手帳の写し(身体障害者手帳は、等級の他に障害名が分かる部分の写しを提出してください。)
就学(予定)	●在学証明書(★)(府中市保育支援課様式)又は学校発行の在学証明書と時間割と在学証明書(★)(府中市保育支援課様式)の裏面	
災害復旧	●罹災証明書 ●復旧活動内容のスケジュールが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧は、仕事・ボランティアは除きます。
求職活動	●求職活動誓約書(★) ●公共職業安定所の登録証又は受付票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所の登録証又は受付票の写しは添付がなくても申込みできますが、利用調整において不利な取扱いとなります。

税資料（表2）

税資料は、父母それぞれについて必要です。また、父母が非課税の場合で、祖父又は祖母が同一世帯内にいる場合は、祖父又は祖母の税資料も必要です。なお、期限までに市民税情報が確認できない場合は、申請を却下し、認定証の有効期間終了前であっても、利用調整の対象外となります。次の必要書類が期限までに間に合わない場合は、「年間収入申告書(★)」を提出してください。

<4月～8月入所申込みをする方>

令和5年1月1日の保護者の住民登録地	必要書類	
府中市内	市民税申告済	税資料は不要です。当初申告から変更があった場合は、申告後、 令和5(2023)年度市民税・都民税申告書受付書の写し を提出してください。
	市民税未申告	早急に、市民税課にて市民税申告をしてください。申告後に、 令和5(2023)年度市民税・都民税申告書受付書の写し を提出してください。 ※育児休業中の方は、市民税が未申告の場合があるため、市民税課にご確認ください。
府中市外	「 令和5年度 住民税(非)課税証明書 」※所得額・控除額の内訳が記載されているもの 父母のいずれかが配偶者控除の適用を受けている場合は、配偶者は提出不要です。 ※配偶者特別控除の場合は、配偶者も提出が必要です。	
海外	「 年間収入申告書(★) 」及び 給与証明等の収入を証明する書類 (外国語の場合は和訳を添付) 父母の 旅券(パスポート)の写し(身分事項及び日本の出国日が分かるページ) 又は 出入国記録(出入国在留管理庁に申請)	

<9月～2月入所申込みをする方>

令和6年1月1日の保護者の住民登録地	必要書類	
府中市内	市民税申告済	税資料は不要です。当初申告から変更があった場合は、申告後、 令和6(2024)年度市民税・都民税申告書受付書の写し を提出してください。
	市民税未申告	早急に、市民税課にて市民税申告をしてください。申告後に、 令和6(2024)年度市民税・都民税申告書受付書の写し を提出してください。 ※育児休業中の方は、市民税が未申告の場合があるため、市民税課にご確認ください。
府中市外	「 令和6年度 住民税(非)課税証明書 」※所得額・控除額の内訳が記載されているもの 父母のいずれかが配偶者控除の適用を受けている場合は、配偶者は提出不要です。 ※配偶者特別控除の場合は、配偶者も提出が必要です。	
海外	「 年間収入申告書(★) 」及び 給与証明等の収入を証明する書類 (外国語の場合は和訳を添付) 父母の 旅券(パスポート)の写し(身分事項及び日本の出国日が分かるページ) 又は 出入国記録(出入国在留管理庁に申請)	

その他（表3）

保護者の状況	必要書類	備考
ひとり親世帯	●ひとり親家庭状況申告書(★) ●ひとり親を証明する書類	・必要書類の詳細は、「ひとり親家庭状況申告書」の裏面をご覧ください。(ただし、児童の血縁上の親等と同世帯で同居している場合はひとり親として扱いません。)
離婚を前提に別居中(住民票が別)で離婚調停中の方	●ひとり親家庭状況申告書(★) ●離婚調停(裁判)を証明する書類(※5)	・夫婦関係調整事件に限ります。 ・弁護士が証明した書類は一切受付できません。 ※5 期日通知書、事件係属通知書等
認可外保育施設等を利用している方	①か②のいずれか ①保育受託証明書 ②保育委託契約書の写しと最大6か月分の保育料の領収書の写し(請求書は不可)	・ <u>月額3万円以上又は月12日以上</u> 利用している方に限ります。 ・認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり施設等(個人が行う保育については、国、都道府県又は市区町村へ届出を行っているものに限る。)を指します。 ・ <u>月額3万円未満で月12日以上</u> 利用の方は、 <u>領収書の写しではなく、保育受託証明書を提出してください。</u> ※ <u>ただし、父、又は母が育児休業を取得中の場合、加算の対象外となります。</u>
生活保護世帯	●生活保護受給証明書	・府中市で受給している場合は不要です。
保育士資格を有する方	●保育士証の写し	・児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業、認証保育所、幼稚園等に就労(予定)の方に限ります。
府中市内に転入予定で申込みをする方(20\$参照)	●転入に関する誓約書(★) ●不動産の売買(賃貸)契約書の写し	・契約書は、契約者双方の押印がされている部分、建物の所在地が表示されている部分、及び引渡し日が記載されている部分が必要となります。

個人番号(マイナンバー)の確認について

保育所等申込み等について、申込者である保護者及び入所を希望する児童や入所中児童の個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。また、記入されたマイナンバーを確認するために、申請時には申請に来庁する保護者のマイナンバーの提示(Ⅰ)とマイナンバー法に基づく本人確認(Ⅱ)が必要です。

郵送受付の場合は、個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを添付してください。

Ⅰ 個人番号確認書類 ①～③のいずれかをご準備ください。	① マイナンバーカード ② 個人番号通知カード ③ マイナンバーが記載されている住民票の写し(原本)	
	Ⅱ 本人確認書類 (A)又は(B)のいずれかをご準備ください。	(A)顔写真付きの証明書1点 ● マイナンバーカード ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 在留カード 等

※通知カードは令和2年5月25日付けで廃止されましたが、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合に限り、個人番号確認書類として使用できます。

※原則、申請書にはマイナンバーの記入が必要ですが、未記入であっても受け付けます。申請書にマイナンバーが未記入の場合や、個人番号確認書類を確認できなかった場合は、保育支援課でマイナンバーを確認した上で、法令で定める範囲内で使用することがあります。

8 申込みに当たっての注意事項

申込みに際して

- **令和6年度4月申込みを行う方で、令和5年度申込みを継続している方**
令和5年度途中の利用調整の結果、年度途中に入所できることがあります。年度途中の入所を希望しない場合は、申込みの取下げを行ってください。
- **転所希望の方**
利用可能な保育所等が決定すると、現在通っている保育所等に通うことができるのは転所月の前月末日までとなります。施設の決定後に、入所中の保育所等と転所先の保育所等のどちらに通うかを選択することはできません。そのため、転所を必要としなくなった場合には、速やかに申込みの取下げを行ってください。

提出書類について

- **提出書類に鉛筆や消えるボールペンは、使用しないでください。**
鉛筆や消えるボールペンで記入された書類は、いずれも無効な申請・書類として取り扱います。
- **提出書類の年度・様式をご確認ください。**
年度が異なる場合や指定様式以外での提出があった場合は、認定却下・利用調整対象外及び利用調整において不利な取扱いとなることがあります。
- **保護者記入欄へ記入が必要です。**
保護者以外が記入する書類(就労証明書等)についても、書類下部に保護者記入欄があります。必要事項に記入及び印してください。
- **提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してから提出してください。**
一度受理した書類は一切お返しいたしません(写しによる返却等も含む。)
- **提出書類は認定、利用調整、保育所等での面接、入所後の保育所等の運営の資料として取扱いに十分注意し、保育支援課及び保育所等のみで使用させていただきます。**
- **利用調整は申込期限までに提出された書類によって審査します。**
申込期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整から反映します。なお、認定に必要な書類(保育要件確認のための書類や税資料)が期限までに提出されない場合は、認定却下となり、利用調整も対象外となりますので、ご注意ください。
- **申込時に不足の書類については、各入所希望月の受付期間の最終日が提出期限となります。**
不足書類のある方には、受付時に利用調整申込書受理票に不足書類を記入してお渡しします。受付期間最終日までに必ず利用調整申込書受理票を一緒にお持ちいただき、保育支援課へ提出してください。利用調整申込書受理票がない場合は、書類を受理できないことがあります。期限後に提出された書類は、次回の利用調整から反映します。
- **申込みにあいて、同年度の過去に提出した要件書類の写しが提出できる場合があります。**
年度内の過去の申込みや現況届で、既に要件書類の原本を提出している場合は、原本の写しを提出できます。写しが提出できるのは、就労証明書・在学証明書・診断書・課税証明書・ひとり親を証明する書類のみで、求職活動誓約書や障害者手帳の写し等、ご自身で作成できるものは除きます。ただし、就労証明書・在学証明書は、証明日が申込締切日から6か月以内、又診断書は、証明日が申込締切日から1年以内の場合のみ、写しの提出が可能です。
- **証明書の内容について、就労(就学)先・医療機関等に無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。**

出産予定がある場合

- 下の児童の出産予定がある方はご注意ください。

入所希望月及びその前後2か月の間に下の児童を出産する(予定を含む。)世帯は、次の3つの要件で申込みが可能です。チェックシート項目10のア～ウのいずれかに署名をしてください。

要件	母の状況	署名が必要な場所
出産	申込み児童の下の児童の出産のために、申込み児童の保育ができない。	チェックシート項目10・ア
就労	出産(予定)月の翌月から2か月の間に就労・復職する。	チェックシート項目10・イ
その他	就労以外の要件がある。	チェックシート項目10・ウ

- 出産要件で申込みをする場合の入所期間は最大5か月です。

出産要件で申込みをする場合の入所期間は、出産月及び出産月の前後2か月(最長5か月)となります。入所中に求職活動や就労を始めても、入所期間の延長はできません。また、出産要件で待機している場合、出産要件期間終了後は、自動的に申込みが取り消されます。

就労で申込みの場合

- 契約以上の実績の記載がない方

就労証明書書の就労実績欄について、契約以上の実績が確認できない場合は、各月の申込期限までに、実績の記載された「就労証明書」を府中市保育支援課へ改めて提出してください。

- 転職等(吸収・合併、出向、グループ会社への転勤を含む。)により3か月の継続した実績が証明できない場合
転職等により、直近3か月の継続した実績がない場合、かつ、前職の退職日の翌日から2か月以内に就労開始した場合は、前職分の「就労証明書」も合わせて提出してください。ただし、産育休取得後に復職せず退職した場合は提出できません。前職の実績等を確認できない場合は、現職の実績のみで利用調整を行います。

- 短時間勤務等の制度を利用する方はご注意ください。

育児時間や短時間勤務等の制度を利用する場合は、1日当たり2時間以内の実働時間の短縮、又は短縮後1週間当たり25時間以上の実働時間となる範囲内であれば、制度利用前の契約上の就労時間で利用調整を行います(チェックシート項目4に署名)。1日当たり2時間を超える実働時間の短縮をし、1週間当たり25時間未満となる実働時間の短縮や、就労日数を減らして就労する場合は、短縮後の拘束時間に1日につき、1時間を加えた時間で利用調整を行います(チェックシート項目4・ウに短縮後の就労時間及び就労日数をご記入のうえ、署名してください)。

※チェックシート項目4・ウに短縮後の就労時間及び就労日数の記入がない方は、入所後に実働時間が1日当たり2時間を超える短縮をし、1週間当たり25時間未満になった場合、又は就労日数を減らした場合は、退所となります。

- 自営業の確認資料について

確定申告及び開業届を電子申告等で行った場合は、受信通知・メール詳細画面等税務署の受領が確認できる画面の写しを合わせてご提出ください。

育児休業中で申込みの場合

- 育児休業中の方は、入所月の翌月1日までの復職が必須です。入所月の翌月1日までに復職ができない場合は就労要件では申込みはできません。求職活動要件でお申込みください。

育児休業中に、就労要件で利用調整を希望する場合、入所月の翌月1日までに産育休取得前と同じ就労先へ同等以上の就労時間で復帰することが条件となります。期限までに復職しない場合や復職せずに退職した場合は、入所決定の取消し又は退所となります。なお、兄弟姉妹2人以上で申込みをし、入所できない児童がいる場合でも、期限までの復帰は必要です。

- 下の児童の産育休中に上の児童の申込みをする場合はご注意ください。

下の児童の産育休中に上の児童のみ申込み(転所を含む。)をする場合は、入所翌月1日以前又は産休明けに復職する場合を除き、保育の必要性の事由に該当しないため、申込みはできません。また、既に上の児童が待機中で下の児童の申込みをしない場合も、同様の取扱いとなります。

その他の要件で申込みの場合

- 傷病・障害・介護で申込みの方

手帳の交付や、要介護認定を受けていない方は、府中市保育支援課の指定様式で医師の診断書を取得し、提出してください。府中市保育支援課様式でない診断書を提出した場合は、指数は最大70までとなります。

- 求職活動中で申込みの方

入所後、2か月以内に月48時間以上の就労を開始することが条件となります。期限までに就労を開始しない場合は退所となります。

9 申込み後の手続等について

申込内容を変更する場合

- **申込みを取り下げる場合**
入所(転所)の必要がなくなった方は、各月の申込期限までに、「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を保育支援課へ提出してください。
※取下げ等の手続のない場合は、入所又は転所を希望している児童として利用調整を行います。
- **希望保育所等を変更する場合**
希望保育所等を変更する方は、各月の申込期限までに、「希望保育所等変更届」を保育支援課へ提出してください。
- **利用可能な保育所等を辞退する場合**
結果発表後に辞退された場合、本来より希望順位の高い保育所等に入所できたはずの児童が入所できなくなるなど、他のご家庭の児童が入所する機会を奪ってしまうこともあります。また、翌年同月分の利用調整まで減点となります(ただし、「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」に☑(希望する)がある場合を除く。入所の意思がなくなった場合は、速やかに保育支援課へ「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を提出してください(4月入所の申請で辞退があった場合、2次募集や繰上げ、あっせん等に反映するため、早急の手続をしてください)。なお、辞退した場合は、未入所証明書を発行することはできません。
※兄弟姉妹で同時申込みをして、兄弟姉妹ともに内定した場合、どちらか片方だけの辞退はできません。

申込み後に状況が変わった場合

申込み後に、次のように、状況に変更があった場合には、速やかに保育支援課へ書類を提出してください。なお、ここにある変更事項は、全てではありません。ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

変更事項	必要書類
氏名・住所・電話番号が変わった。	●状況変更届
就労日数・時間が変わった。	●状況変更届 ●就労証明書
産前産後休業及び育児休業を取得していた勤務先に復職した。	●復職(復学)証明書
産前産後休業及び育児休業を取得していた勤務先に復職できなくなった。	●状況変更届 ●保育要件確認のための書類 ※退職した就労先の就労証明書は、認定及び利用調整に使用できません。 ※利用可能な保育所等の決定後に判明した場合、入所が取消しになります。
育児休業を延長した。	●就労証明書(延長後の育休期間が記載されているもの)又は育休期間が分かる会社発行の書類
「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」の希望の有無について変更する。	●希望保育所等変更届
退職・転職をした。	●状況変更届 ●保育要件確認のための書類 ※退職した就労先の就労証明書は認定及び利用調整に使用できません。 ※利用可能な保育所等の決定後に、指数が変わるほど就労日数、就労時間等が減少した場合は、保育所等の入所が取消しになります。
求職活動・就労内定で申込み後に、就労を開始した。	●就労証明書
申込児童が認可外保育施設等に入所(園)した。	●保育受託証明書
妊娠が判明した。	●母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ) ※入所希望月が出産月、又はその前後2か月に該当する場合は、チェックシート(項目10に署名したもの)もご提出ください。

保育所等の入所取消し

利用可能な保育所等の決定後に、次のような状況になった場合には、入所が取消しになります。

- 申込み時から指数が変わるほどの変更があった場合(就労日数、就労時間の減少等)
- 産前産後休業又は育児休業を取得していた就労先に、入所月翌月1日までに復職しない場合、又は復職せずに退職する場合
- 提出書類の内容が事実と異なった場合
- 保育要件がなくなった場合
- 市外へ転出した場合

10 支援を要する児童の申込み

府中市には、心身に障害や発達の遅れ等がある児童を対象とした「すくすく保育」があります。すくすく保育は申込時期や方法が異なりますので、お問合せください。

※一般枠での申込みに当たって児童の健康状態や発達状況に気になることがある場合は、事前にご相談ください。一般枠で申込みをして利用可能な保育所等が決定しても、面接・健康診断の結果、入所不承諾となる場合があります。また、医師の見解書等の提出を依頼する場合があります。

また、一部の保育所で、医療的ケア児(日常生活において医療的ケアが必要な児童)の受入れを実施しています。一般枠と申込時期や方法が異なりますので、お問合せください。申込みができる対象者やケアの内容に限りがありますので、ご不明点があれば事前にご相談ください。

1 1 兄弟姉妹での同時申込み

(1) 申込み方法

兄弟姉妹で同時に申込みする場合は、「認定申請書兼保育所等利用調整申込書」の「兄弟姉妹入所」の欄の「1 同時同所入所のみ」、「2 同時入所のみ(希望順位優先)」、「3 同時入所のみかつ同所優先」、「4 同所優先」、「5 希望順位優先」のいずれかを選択してください。「同時」というのは入所のタイミングをそろえるということ、「同所」というのは入所する保育所等をそろえるということを指します。

1人のみの入所は希望しない	1 同時同所入所のみ	同じ月に同じ保育所等の入所のみを希望
	2 同時入所のみ(希望順位優先)	希望順位を優先 別の保育所等となっても同じ月の入所のみ希望
	3 同時入所のみかつ同所優先	同じ保育所等を優先するが、かなわない場合には、別の保育所等となっても同じ月の入所のみ希望
1人のみの入所も希望する	4 同所優先	同じ保育所等を優先するが、かなわない場合には、保育所等が別々でも、入所できる児童が1人でも入所を希望
	5 希望順位優先	希望順位を優先し、保育所等が別々でも、入所できる児童が1人でも入所を希望

(2) 兄弟姉妹入所方法の違い

<ケース1> 兄弟ともに仮内定した場合

希望順位	兄		弟	
	希望園	結果	希望園	結果
第1希望	A園	仮内定	A園	利用不可
第2希望	B園	利用不可	B園	仮内定
第3希望	C園	仮内定	C園	仮内定

- 1を選択した場合…兄はC園、弟はC園に内定
- 2を選択した場合…兄はA園、弟はB園に内定
- 3を選択した場合…兄はC園、弟はC園に内定
- 4を選択した場合…3と同じ
- 5を選択した場合…2と同じ

<ケース2> 兄弟のうち、片方が仮内定した場合

希望順位	兄		弟	
	希望園	結果	希望園	結果
第1希望	A園	仮内定	A園	利用不可
第2希望	B園	利用不可	B園	利用不可
第3希望	C園	仮内定	C園	利用不可

- 1を選択した場合…兄弟ともに利用不可
- 2を選択した場合…兄弟ともに利用不可
- 3を選択した場合…兄弟ともに利用不可
- 4を選択した場合…兄はA園に内定
- 5を選択した場合…兄はA園に内定

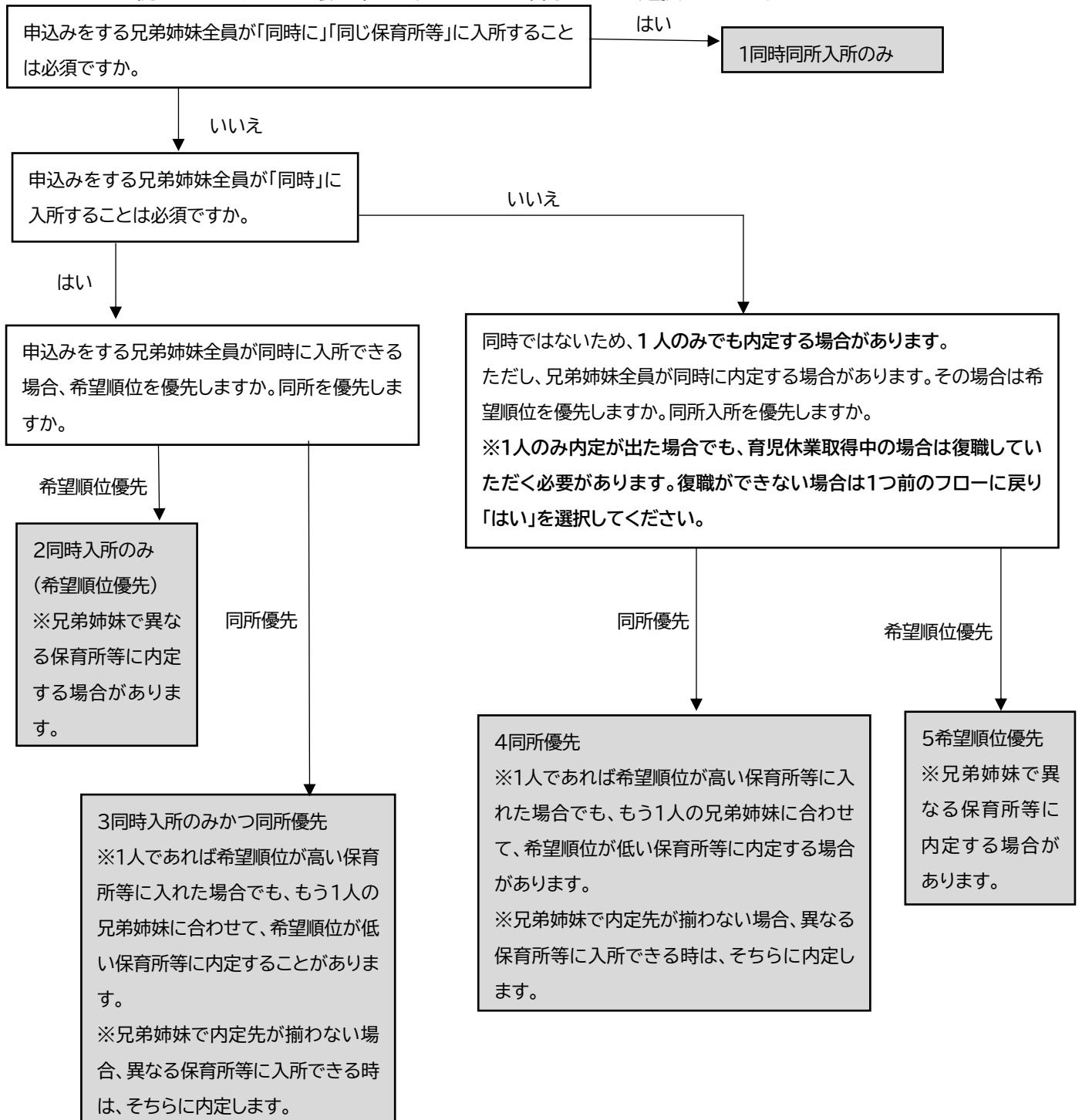
(3) 兄弟姉妹入所方法の注意点

1人のみの入所は希望しない。	1 同時同所入所のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の希望園が同じ順番、同じ数の希望の場合のみ、選択できます。 ・既に認可保育所等に入所しており、転所申込みとなる児童がいる場合、現在入所中の保育所等は選択できないため、兄弟姉妹が共に現在入所中の保育所等を除いてご記入ください。
	2 同時入所のみ(希望順位優先)	
	3 同時入所のみかつ同所優先	
1人のみの入所も希望する。	4 同所優先	<ul style="list-style-type: none"> ・1人だけ利用可能な保育所等が決定することがあります。 ・1人でも入所が決定した場合、定められた期限までに保育要件が確認できない(育児休業から復帰しない場合等)と退所となります(申込み方法が継続転所(年齢制限のある保育所等の2歳児クラスに在籍する児童の転所)の場合は除く(19頁参照))。 ・兄弟姉妹が共に預けることができなければ育児休業から復帰できない等、保育要件の確認がとれない場合は「1同時同所入所のみ」、「2同時入所のみ(希望順位優先)」、「3同時入所のみかつ同所優先」の中から入所方法を選んでください。
	5 希望順位優先	

※転所申込みについては、注意事項がありますので 29頁もご確認ください。

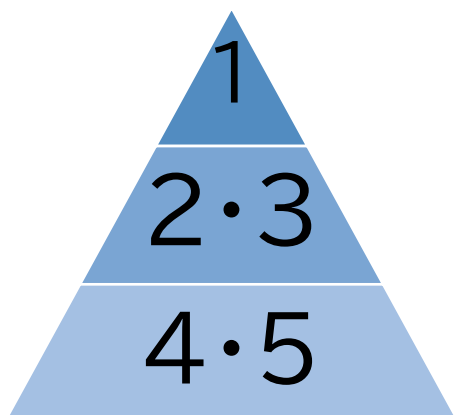
【フロー図】

あくまで1つの例となりますので、最も希望に近いものを確認の上、ご選択ください。



※兄弟姉妹入所の厳しい順

【イメージ図】



上の階層に行くほど厳しくなります。

- 1…同時同所入所のみ
- 2…同時入所のみ(希望順位優先)
- 3…同時入所のみかつ同所優先
- 4…同所優先
- 5…希望順位優先

※4月入所申込みにおける申込締切後の兄弟姉妹入所の変更は、イメージ図を参照していただき、申込み時に選択した番号より上の階層にある番号への変更であれば可能です。(7～8頁参照)同階層又は下の階層に変更することはできません。

12 年齢制限のある保育所等について

(1)1歳児クラスから申込可能な保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
府中保育園	—	○	○	○	○	○
西府の森保育園	—	○	○	○	○	○

(2)最終クラス修了後、行き先が決まっている保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢		2歳児クラスへの連携施設
	0歳児	1歳児	
府中保育園分園	○	○	府中保育園

施設名	申込可能なクラス年齢			3歳児クラスへの連携施設
	0歳児	1歳児	2歳児	
ラフ・クルー分倍河原保育園分園	○	○	○	ラフ・クルー分倍河原保育園
保育ルームひよこっこはちまん	○	○	○	キッズルームっこ保育園
保育ルームひよこっこわかまつ	○	○	○	
ねぎし保育園	○	○	○	千春保育園

(3)最終クラス修了後、再調整(継続転所)によって行き先を決定する保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢			3歳児クラスへの連携施設
	0歳児	1歳児	2歳児	
山手保育園	○	○	○	継続転所先施設
府中めぐみ保育園	○	○	○	
山手保育園清水が丘分園	○	○	○	
光明府中南保育園	○	○	○	

上記4つの保育園の2歳児クラスに在籍する市内在住の児童について、新年度の一般申込者よりも優先して3歳児クラスから利用する保育所(園)を決定(継続転所)します。継続転所先施設は、在籍施設ごとに定められた施設(次表参照)の中から希望していただきます。

《令和6年度の継続転所先》

在籍施設名	継続転所先施設名	受入人数	
山手保育園 現2歳児クラス在籍:14名	小柳保育所 ※	2名	合計 14名
	押立保育園	2名	
	山手こひつじ保育園	10名	
府中めぐみ保育園 現2歳児クラス在籍:14名	八幡保育所 ※	2名	合計 14名
	高安寺保育園	2名	
	第2キッズランド府中保育園	2名	
	このめ保育園	2名	
	まなびの森保育園府中	2名	
	府中緑町・学びの保育園	4名	
山手保育園清水が丘分園 現2歳児クラス在籍:12名	小柳保育所 ※	6名	合計 12名
	府中愛児園	4名	
	太陽の子清水が丘三丁目保育園	2名	
光明府中南保育園 現2歳児クラス在籍:29名	本町保育所	12名	合計 29名
	南分倍保育園	2名	
	高安寺保育園	5名	
	光明高倉保育園	6名	
	アスク府中本町保育園	2名	
	アスク府中片町保育園	2名	

※：小柳保育所及び八幡保育所は、令和8年度に移転となります。(41頁参照)

- 継続転所先施設は、年度により変更となる可能性があります。この表は令和5年度に2歳児クラスを利用している児童の令和6年4月からの継続転所先(新3歳児クラス)を掲載しています。
- 在籍園児数と受入人数の合計が同じとなっているため、全ての継続転所先施設を希望することにより、必ず指定の継続転所先施設のいずれかに入所できます。
- 希望者数が上表の施設ごとの受入人数より多い場合には、利用調整を行います。利用調整は、一般申込みと同様の利用調整基準に基づいて行います。
- 継続転所を行うには、手続が必要です。申込書類は、在籍施設を通して配布します。

13 府中市外在住で、府中市の保育所等をご希望の方

(1) 転入予定がある方

申込窓口	申込日現在、住民登録がある自治体 ※自治体によってはお住まいの自治体を経由せず、直接府中市に申し込む場合がありますので、事前にお住まいの自治体にご確認ください。 ※海外在住の場合は、親族が府中市保育支援課に持参するか、直接府中市保育支援課宛てに申込締切日必着で郵送してください。国内にお住まいの親族等で連絡が可能な方がいる場合は、氏名・住所・電話番号を添えて申込みください。	
申込みできる方	入所希望月前月の末日までに転入の届出をすることが可能な方 ※転入予定があっても、転入先住所が未確定である方や入所希望月前月の末日までに転入の届出ができない方は、転入予定がないとみなします。 ※入所希望月前月の末日が土日祝日の場合は、その前の開庁日までに住民票を異動した上で、府中市保育支援課での申込手続が必要です。	
申込締切日	4月申込み(1次募集)	令和5年11月17日(金)まで(7☞参照)
	4月申込み(2次募集)	令和6年2月9日(金)まで(8☞参照)
	年度途中	各月締切日まで(9☞参照)
必要書類	① 府中市様式の保育所等利用調整申込書類一式(11~14☞参照) ※申込書の住所は、現在お住まいの住所をご記入ください。 ② 転入に関する誓約書 ③ 入所希望月前月の末日までに転入することが確認できるいずれかの書類 ※ご提出がない場合、利用調整において不利な取扱いとなります。 【購入物件又は賃貸物件に入居する場合】 不動産の売買(賃貸)契約書の写し(契約者双方の押印がされているもので、建物の所在地が表示されており、かつ、入所希望月の前月末までの日を引渡し日(入居日)とするもの) 【申込日時時点で府中市に住民票のある親族等と同居する場合】 転入に関する誓約書(同居する世帯主等が署名) 【親族等が所有する物件に入居する場合】 固定資産税課税明細書又は評価証明書の写し 府中市以外の様式で申込みをされた場合、利用調整において不利な取扱いとなることや、認定及び利用調整ができない場合があります。	
結果発送	住民登録がある自治体から発送 ※府中市の結果発送日以前に住民票を異動し、府中市保育支援課での申込手続が完了している場合は、府中市保育支援課から発送します。 ※海外へのご連絡及び結果通知等の送付は行っておりません。国内にお住まいの親族等に送付します。	
転入後の手続	入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入した上で、府中市保育支援課で申込手続が必要です。手続を行わない場合は、内定が取消しとなります。	

(2) 転入予定がない方

申込窓口	申込日現在、住民登録がある自治体	
申込みできる方	2歳児クラス以上 ※府中市に転入予定のない(転入先住所が未確定の場合を含む。)場合は、0・1歳児クラスの受付はできません。 ※転入予定がない方は、府中市民の利用調整後、空きのある場合に利用調整の対象となります(4月申込みの場合、は2次募集からの受付となります。)。	
申込締切日	4月申込み(2次募集)	令和6年2月9日(金)まで(8☞参照)
	年度途中	各月締切日まで(9☞参照)
	必要書類	府中市様式の保育所等利用調整申込書類一式(11~14☞参照) ※申込書の住所は、現在お住まいの住所をご記入ください。
結果発送	住民登録がある自治体から発送 ※利用者負担額は、住民登録がある自治体が決定します。	

14 府中市在住で、府中市外の保育所等をご希望の方

申込窓口	市役所おもや3階保育支援課 ※自治体によっては府中市を経由せず、直接申し込む場合がありますので、事前に申込み先の自治体にご確認ください。
申込みできる方	申込み先の自治体にご確認ください。
申込締切日	申込み先の自治体にご確認ください。 ※締切日のおおむね1週間前までに保育支援課で申込みを行ってください。1週間前までにご提出がない場合、申込み先の自治体の締切日までに間に合わない可能性がありますので、ご了承ください。
必要書類	申込み先の自治体にご確認ください。
結果発送	府中市保育支援課から発送 ※府中市を経由して申請した場合、転出先の自治体の結果発送日から1週間程度かかります。 ※転出先の自治体の結果発送日以前に住民票を異動し、転出先の自治体の保育所等担当課での申込手続きが完了している場合は、転出先の自治体から発送されます。 ※利用者負担額は、住民登録がある自治体が決定します。
府中市から転出予定で申込みをされた方の転出後の手続き	入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末日までに住民票を異動した上で、転出先の自治体の保育所等担当課での申込手続きが必要です(認定は、転出先の自治体が改めて行います。)。 手続を行わない場合は、内定が取り消されることがあります。
認可保育所等に入所中又は申込み中の場合	認可保育所等に入所中の場合には、「保育所等退所届」を転出前に提出してください(29頁参照)。転出後の継続利用を希望する場合も「保育所等退所届」を転出前に提出していただきます(29頁参照)。なお、「保育所等退所届」の提出期限は、原則退所する月の10日までです。 転出予定がある方で、府中市の認可保育所等に入所申込みをしている場合は、原則、取下げとなりますので、「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を転出前に提出してください。

Ⅲ 保育所等の利用調整基準等について

総合点のつけ方

母の指数(保護者の基本指数+保護者個人に係る調整指数) + **父の指数**(保護者の基本指数+保護者個人に係る調整指数) + **世帯に係る調整点**

※保護者の基本指数の上限は100点になります。

※保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のうち、複数のものに該当する場合は、保護者それぞれの指数が最も高くなる状況(指数が同じ場合には、優先順位により優先される項目(※25頁参照)における保護者の状況)に該当するものとして扱います。

保護者の基本指数

項目	保護者の状況		基本指数	
1	就労	自営・内職以外 就労時間が1週間に40時間以上の就労をしている。	100	
		就労時間が1週間に32時間以上の就労をしている。	90	
		就労時間が1週間に24時間以上の就労をしている。	80	
		就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上 ^の 就労をしている。	70	
		就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60	
	内職	就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上 ^の 就労をしている。	70	
		就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60	
		自営	就労時間が1週間に40時間以上の就労をしている。	100
			就労時間が1週間に32時間以上の就労をしている。	90
			就労時間が1週間に24時間以上の就労をしている。	80
就労時間が1日に4時間以上及び1週間に3日以上 ^の 就労をしている。	70			
就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60			
2	出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内である。	80	
3	傷病	入所希望月初日の1年前の日から入所希望月初日の3か月後の日までの間において、28日以上 ^の 入院をした後に3か月以上の通院をしている、又は当該入院をした後の通院が見込まれている。 が 常時臥床の状態にある。	100	
		重度の精神性疾患を有している。		
		精神性疾患を有し、1週間に1日以上 ^の 通院をしている、又は常時家庭生活に著しく支障を来している。	90	
		精神性疾患以外の傷病により常時家庭生活に著しく支障を来している。		
		精神性疾患を有し、1か月に2日又は3日 ^の 通院をしている。	80	
	精神性疾患以外の傷病で1週間に3日以上 ^の 通院をしている。			
	軽度の精神性疾患を有している。	70		
	上記以外の傷病の状態にあり、明らかに保育を必要とする。	60		
	障害	身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者である。	100	
		身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)、愛の手帳3度の者又は精神障害者保健福祉手帳3級の者である。	90	
身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)である。		80		
身体障害者手帳4級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)又は愛の手帳4度の者である。		70		
身体障害者手帳4級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)である。		60		

4	同居親族介護・看護	身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者、要介護4の者以上又はこれらに準ずる状態にある者について、1週間に40時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	100	
		身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者、要介護4以上の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1週間に32時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	90	
		身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)、愛の手帳3度の者又は精神障害者保健福祉手帳3級の者、要介護3の者以上又はこれらに準ずる状態にある者について、1週間に24時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	80	
		身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)、要介護2以上の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1日に4時間以上及び1週間に3日以上付添介護又は付添看護をしている。	70	
		身体障害者手帳4級の者、愛の手帳4度の者、要介護1以上の者、要支援2の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1か月に48時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	60	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	100	
6	求職活動中	生計中心者が1か月に48時間以上の就労を目的とした求職活動をしている。	60	
		生計中心者以外の者が1か月に48時間以上の就労を目的とした求職活動をしている。	50	
7	就学・技能習得	学校等(通学を伴うものに限る。以下同じ。)において1週間に40時間以上の就学又は技能習得をしている。	100	
		学校等において1週間に32時間以上の就学又は技能習得をしている。	90	
		学校等において1週間に24時間以上の就学又は技能習得をしている。	80	
		学校等において1日に4時間以上及び1週間に3日以上就学又は技能習得をしている。	70	
		学校等において1か月に48時間以上の就学又は技能習得をしている。	60	
1週間に20時間以上の自宅での通信教育その他の通学を伴わない就学又は技能習得をしている。				
8	保護家庭	児童の安全のために、適切な保育が必要である特別の事情がある。	協議して定める。	
9		児童の両親が不存在である。	100	
10		ひとり親が保育をしている。	100	
11	特例	就労内定	入所希望月の末日までに指数60以上の就労をすることが証明書で確認できる。	60
		就学予定	入所希望月の末日までに指数60以上の就学をすることが証明書で確認できる。	60
		別居親族介護・看護	身体障害者手帳3級以上の者、愛の手帳3度以上の者、精神障害者保健福祉手帳3級以上の者、要介護2以上又はこれに準ずる状態にある者について、1日に4時間以上及び1週間に3日以上付添介護又は付添看護をしている。	70
			身体障害者手帳4級の者、愛の手帳4度の者、要介護1以上の者、要支援2の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1か月に48時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	60
		上記のほか明らかに保育を必要とすると認められる。	協議して定める。	

保護者個人に係る調整指数

項目	内容	調整指数
就労時間に対して相当の収入が確認できない	保護者の基本指数の表の項目1の自営・内職以外に該当し、就労時間に対する収入が、最低賃金法に規定する地域別最低賃金を下回っている。	-10
	保護者の基本指数の表の項目1の自営に該当し、就労時間が1週間に40時間以上であるが、入所希望月の属する年度(当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度をいう。)の市町村民税が課されていない。	-10
自営	保護者の基本指数の表の項目1の自営に該当するが、登記事項証明書、個人事業開業届出書、営業許可証、確定申告書(第一表・第二表)の写しを提出できない。	-5
所得未申告・(非)課税証明書未提出	利用調整申込期日において、利用調整の対象となる月の属する年度(当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)の市町村民税所得割額を府中市の公簿等で確認できない場合であって、当該市町村民税に係る所得の申告をしたことを証明できない、又は当該年度の(非)課税証明書を提出できない。ただし、市町村民税の賦課期日において日本国内に住所を有しておらず、当該市町村民税の納税義務がない場合を除く。	-10
傷病等	保護者の基本指数の表の項目3又は4に該当する。	0～+10
求職活動中	保護者の基本指数の表の項目6に該当し、公共職業安定所の登録証又は受付票の写しを提出できない。	-5

世帯に係る調整点

項目	内容	調整点
両親不存在	児童の両親が不存在の世帯である。	+40
災害	世帯が保護者の基本指数の表の項目5に該当する。	+40
兄弟姉妹入所	市内の保育所等の利用調整の申込みをしている児童のほかに、入所希望月において市内の保育所等を利用している児童又は入所希望月から利用可能な市内の保育所等が決まっている兄弟姉妹がいる。	+2
	新規利用調整の申込みをしている児童が2人以上いる。	+3
兄弟姉妹が3人以上	市内の保育所等の利用調整の申込みに係る児童と、市内の保育所等を利用して入所希望月以後も継続して利用する児童が合計3人以上いる。	+1
兄弟姉妹がいる家庭	入所希望月において世帯に係る調整点の「兄弟姉妹入所」に該当しない小学校第6学年までの兄弟姉妹がいる。	+1
保育所等以外の保育の利用	利用調整の申込みに係る児童について、認可外保育施設、一時預かり施設等(個人が行う保育については、国、都道府県又は市区町村へ届出を行っているものに限る。以下同じ。)を現に利用しており、利用調整申込期日の属する月の前月まで連続して3か月以上6か月未満利用(1か月当たり3万円以上の費用を伴う利用又は1か月に12日以上の利用に限る。)している。ただし、利用月において、主たる保護者又は従たる保護者が、育児休業を取得している場合は、育児休業取得を開始した日の属する月の翌月(育児休業を取得した日が初日の場合は当月)から、復職した日の属する月の前々月までを除く。	+2
	利用調整の申込みに係る児童について、認可外保育施設、一時預かり施設等を現に利用しており、利用調整申込期日の属する月の前月まで連続して6か月以上利用(1か月当たり3万円以上の費用を伴う利用又は1か月に12日以上の利用に限る。)している。ただし、利用月において、主たる保護者又は従たる保護者が、育児休業を取得している場合は、育児休業取得を開始した日の属する月の翌月(育児休業を取得した日が初日の場合は当月)から、復職した日の属する月の前々月までを除く。	+3
産前産後休業・育児休業取得による退所後の再利用	兄弟姉妹の産前産後休業又は育児休業の取得により市内の保育所等の利用をしなくなった児童が、再度利用調整の申込みをしている世帯である。ただし、利用をしなくなった日から入所希望月初日までの期間が1年以上の場合に限る。	+10
祖父母同居	祖父又は祖母と同世帯で同居している世帯である。ただし、当該祖父母が60歳以上の場合又は保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のいずれかに該当する場合を除く。	-1
生活保護受給世帯	生活保護受給世帯である。	+1
転入予定	市内に転入する旨の誓約書は提出できるが、当該転入先となる不動産に係る売買契約書、賃貸契約書等の写しが提出できない。	-10
ひとり親	ひとり親が保育をしている世帯である。	0～+10
利用者負担滞納	利用調整申込期日において利用者負担(卒園児を含む。)を理由なく滞納している。	-50
保育所等利用辞退	利用調整の申込みに係る児童が、入所希望月の前1年以内の利用開始のための利用調整により決定した保育所等の利用を辞退している。	-50
児童保護	児童の健全な成長のため、適切な保育の緊急度が高く、特に配慮が必要と認められる世帯である。	協議して定める。

保育士	利用調整申込期日において、当該児童の保護者が保育士証の写しを提出でき、児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業施設、認証保育所又は幼稚園(市外を含む。)等に就労し、又は就労する予定である。	+1
育児休業延長の希望	育児休業の延長のため、世帯に係る調整点の減点を希望している。	総合点が0点となるように減点する。

総合点が同じ場合の優先順位

① 総合点
② 主たる保護者の指数と従たる保護者の指数の合計
③ 主たる保護者の指数
④ 主たる保護者の項目
⑤ 従たる保護者の指数
⑥ 従たる保護者の項目
⑦ 年税額の低い世帯

※主たる保護者:世帯の中で主に保育に従事している方(主に母親)
 ※年税額:児童の保護者及び同居同一生計の扶養義務者の入所希望月の属する年度(4月から8月までの利用調整の場合は前年度をいう。)の市民税所得割の合計額

項目の優先順位

① 保護家庭(項目8)
② 両親不存在(項目9)
③ ひとり親家庭(項目10)
④ 傷病・障害(項目3)
⑤ 介護・看護(項目4)
⑥ 災害(項目5)
⑦ 就労(項目1)
⑧ 就学(項目7)
⑨ 出産(項目2)
⑩ 特例(項目11)
⑪ 求職活動中(項目6)

注意事項

- 表の項目1の「就労時間」とは、契約上の実働時間と休憩時間を合わせた就労時間をいう。ただし、申込期日の直近3か月のうち、すべての月の就労実績における就労時間が契約上の就労時間より少ない場合には、就労実績に基づいた時間をいう。
- 育児休業を取得している者で、入所希望月の翌月の初日までに復職を誓約できる場合は、就労しているものとして扱う。ただし、産前産後休業・育児休業前に同じ状態の就労をしている場合に限る。
- この表の項目1において「内職」とは、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者である場合をいう。
- 「自営」とは、事業主が保護者のいずれか又は保護者の父若しくは母である場合をいう。
- 出産要件期間については、産前産後休業終了後に復職を誓約できる場合は、就労している者として利用調整を行う。
- 傷病、障害又は同居親族介護・看護については、府中市保育支援課指定様式以外の診断書を提出した場合、基本指数を70までとする。ただし、基本指数が60の場合は、この限りでない。
- 傷病における「明らかに保育を必要とする。」とは、安静(又は安静に近い状態)が必要な状態をいう。
- 「生計中心者」とは利用調整の申込みに係る児童と生計を同じくする保護者のうち、入所希望月の属する年度(当該月が4月から8月までの間にあっては、前年度をいう。)の所得が高い者をいう。
- 「学校等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 学校教育法に規定する学校、専修学校及びこれに準ずる施設
 - 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及びこれに準ずる施設
- ひとり親に該当する者については、従たる保護者の基本指数を100とする(ただし、児童の血縁上の親等と同世帯で同居している場合は、ひとり親とはなりません。)
- 「就学予定」とは、休学中の者を含む。
- 保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のうち、複数のものに該当する者については、保護者それぞれの指数が最も高くなる状況(指数が同じ場合には、上記の優先順位により優先される項目における保護者の状況)に該当するものとして扱う。
- 世帯に係る調整点の兄弟姉妹入所の項目のいずれにも該当する場合は、同項の調整点は+3とする。

《就労実績の計算例》

<例1> 1週間の契約上の就労時間が、1日8時間×週5日＝週40時間の契約(年俸、月給又は日給)で、直近3か月の実績のうち、契約上の就労時間を超える月がない場合

6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日	合計 時間	月間	160	時間	0	分	(うち休憩時間	1200	分)					
		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		月間	20	日										
		一月当たりの就労日数	月間	20	日											
		平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分	(うち休憩時間	60	分)		
	土曜		時		分	～		時		分	(うち休憩時間		分)			
	日祝		時		分	～		時		分	(うち休憩時間		分)			
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間		分	(うち休憩時間		分)							
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日												
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時		分	～	時		分	(うち休憩時間		分)					
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月	2023	年	9	月	年月	2023	年	8	月	年月	2023	年	7	月
		19	日/月	152	時間/月	15	日/月	120	時間/月	10	日/月	80	時間/月			

●年俸・月給・日給の場合、実績は就労証明書上に記載された労働時間ではなく、[契約上の1日当たりの就労時間×実績の就労日数÷4週]で労働時間を計算します。なお、実績の多い上位2か月の平均で判断します。

$$\left. \begin{array}{l} 1日8時間 \times 月19日 \div 4週 = 38時間 \\ 1日8時間 \times 月15日 \div 4週 = 30時間 \end{array} \right\} \text{平均34時間}$$

⇒週32時間以上40時間未満の実績と判断し、**指数は90**となります。

<例2> 1週間の契約上の就労時間が、週40時間の契約(時給)で、直近3か月の実績のうち、契約上の就労時間を超える月がない場合

6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日	合計 時間	月間	160	時間	0	分	(うち休憩時間	1200	分)					
		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		月間	20	日										
		一月当たりの就労日数	月間	20	日											
		平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分	(うち休憩時間	60	分)		
	土曜		時		分	～		時		分	(うち休憩時間		分)			
	日祝		時		分	～		時		分	(うち休憩時間		分)			
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間		分	(うち休憩時間		分)							
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日												
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時		分	～	時		分	(うち休憩時間		分)					
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月	2023	年	9	月	年月	2023	年	8	月	年月	2023	年	7	月
		19	日/月	152	時間/月	15	日/月	120	時間/月	10	日/月	80	時間/月			

●時給の場合、[実績の就労時間÷4週]で労働時間を計算します。なお、実績の多い上位2か月の平均で判断します。

$$\left. \begin{array}{l} 月152時間 \div 4週 = 38時間 \\ 月120時間 \div 4週 = 30時間 \end{array} \right\} \text{平均34時間}$$

⇒週32時間以上40時間未満の実績と判断し、**指数は90**となります。

※ 上記以外の場合も、最終的な指数は会議で決定します。
 ※ 職員が受付・相談時に実績を基に指数を計算すること、又は計算されたものを確認することはできません。

IV 保育所等に入所している方へ

1 入所直後の手続

次に該当する方は、期限までに復職・復学、就労・就学を開始した上で、それぞれ必要な証明書を速やかに提出してください。期限までに開始できない場合は、入所月の翌月末で退所となります。

申込み時の状況	必要書類	備考
産休中、育休中又は休学中	復職(復学)証明書	入所月の翌月1日以前(1日が休日の場合は翌営業日)に復職(復学)してください。
就労内定	就労証明書	入所月の月末以前に就労を開始してください。
就学予定	在学証明書(府中市様式) 又は学校発行の在学証明書 と時間割	入所月の月末以前に就学を開始してください。
求職活動中	就労証明書	入所後、2か月以内に月48時間以上の就労を開始してください。

2 入所中の手続等について

入所中に次のような状況の変更があった場合は、速やかにお通りの保育所等又は保育支援課に書類を提出してください。

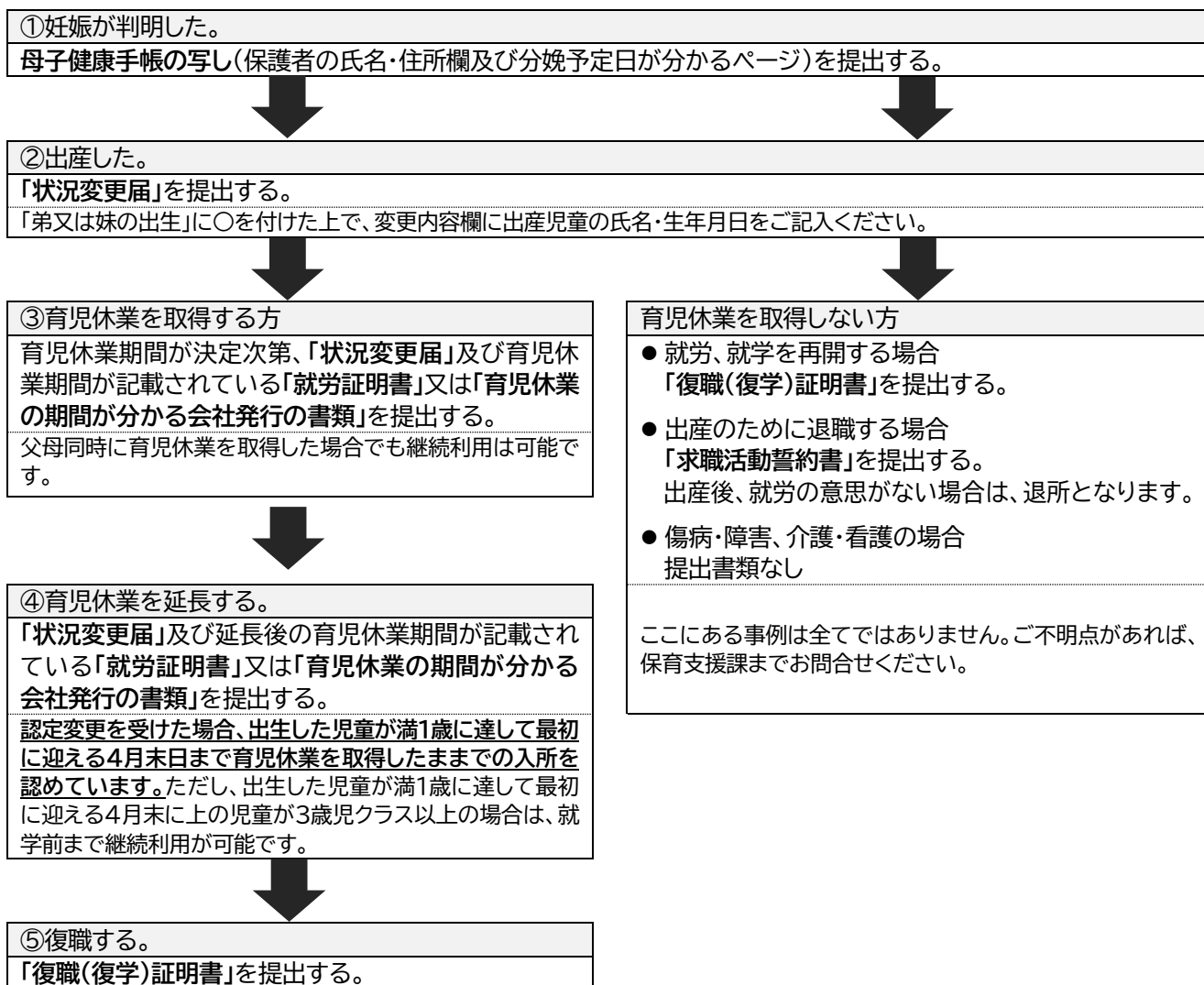
毎月10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに書類が提出された場合は、翌月から認定を変更します。期限を過ぎて提出された場合、翌々月からの変更になります。

なお、ここにある変更事項は全てではありません。ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

変更事項	必要書類
氏名、住所(市内転居)、連絡先 世帯主、同居者が変わった。	●状況変更届
結婚した。	●状況変更届 ●配偶者の保育要件確認のための書類、及び税資料(該当する場合のみ)
離婚した。	●状況変更届 ●ひとり親家庭状況申告書 ●ひとり親を証明する書類(「ひとり親家庭状況申告書」の裏面をご確認ください。)
保育必要量の希望変更 (標準時間・短時間)	●状況変更届
就労日数・時間が変わった。	●状況変更届 ●就労証明書 ※入所した時と指数が変わるほど就労日数、就労時間等が減少した場合、退所となりますので、ご注意ください。
勤務地が変更になった。	●状況変更届
転職した。	●状況変更届 ●転職先の就労証明書 ※入所した時と指数が変わるほど就労日数、就労時間等が減少した場合、原則、退所となりますので、ご注意ください。
退職し、新しい仕事を探す。	●状況変更届 ●求職活動誓約書
妊娠した。	28週をご確認ください。
学校に通い始めた。	●状況変更届 ●在学証明書(府中市様式)又は学校発行の在学証明書と時間割と在学証明書(府中市様式)の裏面
介護・看護を始めた。	●状況変更届 ●介(看)護状況届出書 ●被介護者に関する書類(※1)又は医師の診断書(府中市保育支援課様式) ※1 介護保険被保険者証、ケアプランの要介護度が分かる部分の写し又は障害者手帳の写し
病気にかかった。	●状況変更届 ●診断書(府中市保育支援課様式)
障害者手帳を取得した。	●状況変更届 ●障害者手帳の写し

出産予定がある場合の手続

出産予定がある方は、次の手順で必要書類をお通りの保育所等又は保育支援課へ提出してください。



現況の確認

- 保育所等に入所している児童を対象に、毎年度(例年7月頃)、保育要件確認のための調査を行います。提出書類等は、お通りの保育所等を通してお渡しします。調査の結果、保育要件がない場合や、入所申込み時と同等以上の保育要件がない場合は、退所していただくことがあります。
- 現況の確認に合わせて、9月からの利用者負担額・副食費の決定のための税資料を提出していただきます。対象者は、12歳税資料(表2)、又は現況届依頼文をご確認ください。

転所の申込みをする場合

入所中の児童が、他の保育所等に入所することを転所といいます。

(1) 転所を希望する場合

申込期限及び申込書類は、新規申込みと同じです(11~14頁参照)。

(2) 転所の希望を取り下げる場合(転所を必要としなくなった場合)

各月の申込期限までに、保育支援課へ「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を提出してください。

※手続がない場合は、転所希望児童として利用調整を行います。転所可能な保育所等の決定後は、現在入所中の保育所等には次に入所予定の児童が決まっているため、戻ることはできません。そのため、現在の保育所等に慣れたため通い続けたい等、転所を必要としなくなった場合には、必ず申込みの取下げの手続を行ってください(転所可能な保育所等の決定後、入所中の保育所等と転所先の保育所等のどちらに入所するかを選択することはできません。転所を辞退する場合、どちらの保育所等にも通うことができなくなります。)

都合により退所する場合

保育所等を退所する場合、「保育所等退所届」を原則退所する月の10日までに、保育支援課又は保育所等へ提出してください。

※退所する場合は、原則月末退所となりますが、利用者負担額・副食費は1か月分がかかります。

市外へ転出後の継続利用の手続

市内の保育所等に入所後、府中市外へ転出することになった場合、手続をしていただくことで、転出後も継続して現在の保育所等を利用することができます。

①転出する前に「保育所等退所届」を、保育支援課又はお通りの保育所等へ提出してください(「転出後の継続通所の希望」欄を「有」に☑してください。)

②転出先の市町村でも保育施設の利用を継続するための手続が必要です。

※退所日は、転出する月の末日となります。

※①と②の手続がされない場合、保育所等を継続して利用することができません。

※2歳児クラス修了後、再調整(継続転所)によって行き先を決定する保育所等をご利用の場合、市外へ転出後2歳児クラスまでは保育所等を継続して利用できますが、3歳児クラスからの「継続転所(19頁参照)」の申込みはできません。

※利用者負担額は住民登録がある自治体が決定します。そのため、転出後、利用者負担額が変更になる場合があります。

退所となる場合

入所後に次の状況になった場合、退所となります。

- 申込み時と指数が変わるほどの変更があった場合(就労日数、就労時間の減少等)
- 入所した児童の育児休業取得者が職場復帰しない場合、又は同一の就労先に復帰せず退職した場合
- 2か月以上連続で通所しない場合

※利用者負担額(保育料)・副食費は、利用日数にかかわらず毎月1か月分をお支払いいただきます。

※入所児童の病気や怪我等による休みの場合は、2か月を超えて休むことができますので、状況変更届を提出してください。

※里帰り出産の場合は、下の児童の出産月とその前後2か月間、休むことができます。

- 認定が取消しとなった場合(転出継続の場合を除く。)
- 提出書類の内容が事実と異なる場合
- 下の児童を出産後、2か月を経過して職場復帰しない場合(育児休業を取得する場合を除く。)
- 入所した児童以外の児童が満1歳に達して最初に迎える4月末日を超えても育児休業を取得する場合(ただし、その時に上の児童が3歳児クラス以上の場合は就学前まで継続利用が可能です。)
- 下の児童の出産が理由で上の児童が入所し、出産後2か月を経過した場合
- 就労内定を理由に入所した後、入所月の月末までに就労していない場合
- 求職活動を理由に入所した後、2か月を経過しても就労(1か月48時間以上)せず、入所翌々月の10日(土日祝日の場合はその直前の平日)までに就労を開始した証明書の提出ができない場合
- 保育要件がない場合
- 市外へ転出する場合(転出先の市区町村と協議の上、市外からの継続通所は可能です。)

V 利用者負担額・副食費について

入所が決定した場合、児童の保護者(父母が非課税で祖父又は祖母が同一世帯内にいる場合や、保護者の市民税所得割は課税されているものの、児童が祖父母等の税法上の被扶養になっている場合は、祖父母等を含む。)の市民税所得割合計額により利用者負担額及び副食費を決定します(31頁表参照)。

なお、4月分～8月分(前期)は令和5年度の市民税所得割額を基に、9月分～3月分(後期)は令和6年度の市民税所得割額を基に、それぞれ決定します。

※所得未申告の場合、又は(非)課税証明書未提出の場合は、申告・提出していただくまでの間は、0歳児クラス～2歳児クラスについては31頁の「4 利用者負担額表」におけるD30の階層の保育料を、3歳児クラス～5歳児クラスについては副食費を、それぞれ徴収させていただきます。

※地域型保育事業該当施設は、納入方法等が異なりますので、詳細は、施設にお問合せください。

※利用者負担額及び副食費以外にも、その他の費用(延長保育料等)があります。

※利用者負担額及び副食費を期限までにお支払いいただけない場合には、書面、電話、訪問等による督促・催告のほか、児童手当からの充当、及び滞納処分を行う場合があります。

※利用日数にかかわらず、毎月1か月分をお支払いいただきます。

1 利用者負担額(保育料)

対象児童	0～2歳児クラスの児童
納期限	当該月の末日(12月は25日)※納期限が土日祝日に当たる場合は金融機関の翌営業日
納入先	府中市
納入方法	口座振替(保育支援課から口座振替依頼書を送付します。)※入所中の兄弟姉妹がいる場合、原則として同じ口座からの引き落としとなります。別の口座をご希望の場合は、別途口座振替依頼書を提出してください。※生活困窮等により納入が困難な場合は、利用者負担額が減額又は免除される場合があります。詳細は、保育支援課へお問合せください。
備考	●同一の保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、第2子以降は無料となります。

2 副食費

対象児童	3～5歳児クラスの児童(0～2歳児クラスの副食費は、保育料に含まれています。)	
金額	月額4,500円を目安に施設で定めます。	
納期限	公立	当該月の末日(12月は25日)※納期限が土日祝日に当たる場合は金融機関の翌営業日
	私立	施設にお問合せください。
納入先	公立	府中市
	私立	各施設
納入方法	公立	口座振替(保育支援課から口座振替依頼書を送付します。)※入所中の兄弟姉妹がいる場合は、原則として同じ口座からの引き落としとなります。別の口座をご希望の場合は、別途口座振替依頼書を提出してください。
	私立	施設にお問合せください。
備考	次の対象者は、副食費の支払が免除になります。 ●全ての世帯の第3子以降の児童(同一世帯での小学校就学前の児童の数で算定) ●年収360万円未満相当世帯(市民税所得割額57,700円未満の世帯及びひとり親世帯又は同一世帯に障害者がいる世帯においては、市民税所得割額77,101円未満の世帯)の児童	

3 保育時間を超えて利用する際の延長保育料について

保育時間を超えて保育所等を利用すると延長保育料が発生します。

保育短時間に認定された方が、保育標準時間の11時間の範囲内に、保育所等の定める保育短時間の8時間を超えて利用する場合は、「標準内延長保育」となり、標準内延長保育料金をお支払いいただきます。また、保育短時間及び保育標準時間のいずれの認定の場合も、午後6時以降に利用する場合は「延長保育」となり、延長保育料金をお支払いいただきます(延長保育料金に関しては、43頁以降をご参照ください。)。詳細は、施設にお問合せください。

●保育必要量(保育標準時間・保育短時間)について(3頁参照)

●保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更について(27頁参照)

4 利用者負担額表(2・3号認定子どもに係る利用者負担月額)

単位:円

保育所・認定こども園の保育部分等を利用							
階層	定義	0歳		1・2歳		3・4・5歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0		
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0		
C	市民税所得割非課税世帯	5,000	3,800	5,000	3,800		
D1	市民税所得割課税世帯 24,000円未満	6,900	5,200	6,000	4,500		
D2	24,000円以上 48,600円未満	9,200	6,900	8,000	6,000		
D3	48,600円以上 69,300円未満	11,500	8,600	10,000	7,500		
D4	69,300円以上 85,000円未満	13,800	10,400	12,000	9,000		
D5	85,000円以上 97,000円未満	16,100	12,100	14,000	10,500		
D6	97,000円以上 110,000円未満	18,400	13,800	16,000	12,000		
D7	110,000円以上 123,000円未満	20,700	15,500	18,000	13,500		
D8	123,000円以上 136,000円未満	23,000	17,300	20,000	15,000		
D9	136,000円以上 147,000円未満	25,300	19,000	22,000	16,500		
D10	147,000円以上 158,000円未満	27,600	20,700	24,000	18,000		
D11	158,000円以上 169,000円未満	29,900	22,400	26,000	19,500		
D12	169,000円以上 181,000円未満	32,200	24,200	28,000	21,000		
D13	181,000円以上 193,000円未満	34,500	25,900	30,000	22,500		
D14	193,000円以上 205,000円未満	36,800	27,600	32,000	24,000		
D15	205,000円以上 217,000円未満	39,100	29,300	34,000	25,500		
D16	217,000円以上 229,000円未満	41,400	31,100	36,000	27,000		
D17	229,000円以上 243,000円未満	43,700	32,800	38,000	28,500		
D18	243,000円以上 257,000円未満	46,000	34,500	40,000	30,000		
D19	257,000円以上 271,000円未満	48,300	36,200	42,000	31,500		
D20	271,000円以上 286,000円未満	50,600	38,000	44,000	33,000		
D21	286,000円以上 301,000円未満	52,900	39,700	46,000	34,500		
D22	301,000円以上 322,000円未満	55,200	41,400	48,000	36,000		
D23	322,000円以上 345,000円未満	57,500	43,100	50,000	37,500		
D24	345,000円以上 371,000円未満	59,800	44,900	52,000	39,000		
D25	371,000円以上 397,000円未満	62,100	46,600	54,000	40,500		
D26	397,000円以上 426,000円未満	64,400	48,300	56,000	42,000		
D27	426,000円以上 465,000円未満	66,700	50,000	58,000	43,500		
D28	465,000円以上 526,000円未満	69,000	51,800	60,000	45,000		
D29	526,000円以上 645,000円未満	71,300	53,500	62,000	46,500		
D30	645,000円以上	73,600	55,200	64,000	48,000		

無償
 ※給食費(副食費)はお支払いいただく必要があります。

地域型保育事業を利用											
階層	定義	0歳		1・2歳		階層	定義	0歳		1・2歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	D15	205,000円以上 217,000円未満	35,200	30,600	26,400	23,000
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	D16	217,000円以上 229,000円未満	37,300	32,400	28,000	24,300
C	市民税所得割非課税世帯	4,500	4,500	3,400	3,400	D17	229,000円以上 243,000円未満	39,300	34,200	29,500	25,700
D1	市民税所得割課税世帯 24,000円未満	6,200	5,400	4,700	4,100	D18	243,000円以上 257,000円未満	41,400	36,000	31,100	27,000
D2	24,000円以上 48,600円未満	8,300	7,200	6,200	5,400	D19	257,000円以上 271,000円未満	43,500	37,800	32,600	28,400
D3	48,600円以上 69,300円未満	10,400	9,000	7,800	6,800	D20	271,000円以上 286,000円未満	45,500	39,600	34,100	29,700
D4	69,300円以上 85,000円未満	12,400	10,800	9,300	8,100	D21	286,000円以上 301,000円未満	47,600	41,400	35,700	31,100
D5	85,000円以上 97,000円未満	14,500	12,600	10,900	9,500	D22	301,000円以上 322,000円未満	49,700	43,200	37,300	32,400
D6	97,000円以上 110,000円未満	16,600	14,400	12,500	10,800	D23	322,000円以上 345,000円未満	51,800	45,000	38,900	33,800
D7	110,000円以上 123,000円未満	18,600	16,200	14,000	12,200	D24	345,000円以上 371,000円未満	53,800	46,800	40,400	35,100
D8	123,000円以上 136,000円未満	20,700	18,000	15,500	13,500	D25	371,000円以上 397,000円未満	55,900	48,600	41,900	36,500
D9	136,000円以上 147,000円未満	22,800	19,800	17,100	14,900	D26	397,000円以上 426,000円未満	58,000	50,400	43,500	37,800
D10	147,000円以上 158,000円未満	24,800	21,600	18,600	16,200	D27	426,000円以上 465,000円未満	60,000	52,200	45,000	39,200
D11	158,000円以上 169,000円未満	26,900	23,400	20,200	17,600	D28	465,000円以上 526,000円未満	62,100	54,000	46,600	40,500
D12	169,000円以上 181,000円未満	29,000	25,200	21,800	18,900	D29	526,000円以上 645,000円未満	64,200	55,800	48,200	41,900
D13	181,000円以上 193,000円未満	31,100	27,000	23,300	20,300	D30	645,000円以上	66,200	57,600	49,700	43,200
D14	193,000円以上 205,000円未満	33,100	28,800	24,800	21,600						

- 1 保育標準時間認定及び保育短時間認定の利用者負担額は、それぞれこの表に定める額です。
- 2 階層区分に記載されている額は、保護者及び同居の扶養義務者の市民税所得割額の合計額です。
市民税所得割額は、特別徴収税額の決定通知書(住民税が給与天引きの方)、又は納税通知書(住民税を自分で納めている方)で確認できます(32～33頁参照)。
- 3 調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用しません。
- 4 同一の保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、**第2子以降は無料です。**
- 5 市民税課税世帯のうち、市民税所得割額 77,101 円未満でひとり親世帯又は同一世帯に障害者がいる世帯は、利用者負担額の上限が 9,000 円となります。

5 利用者負担額及び副食費の決定における市民税所得割額の確認方法

- 1 保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。
- 2 保護者ごとの市民税額の所得割額を合算し、「4 利用者負担額表(2・3号認定子どもに係る利用者負担月額)」(31号参照)に当てはめてください。

- 政令指定都市(横浜市、川崎市等)で市民税が課税されている場合は、税源移譲により変更される前の税率(6パーセント)を用いて市民税所得割額を算出します。
- 海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額が分かる資料(給与証明書等)を基に、市民税所得割相当額を算出します。
- 利用者負担額及び副食費の決定は、令和6年度4月分から8月分までは令和5年度の市民税額、令和6年度9月分から3月分までは令和6年度の市民税額で、それぞれ行います。

1 会社員等の方(市民税が給与天引きにより納税されている方)

毎年、5月又は6月頃に会社から渡される「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご確認ください。

※給与以外に不動産所得等があり、別途納付書等で住民税を納付している方は「2 自営業等の方(口座振替や納付書等で住民税を納付している方)」をご確認ください。

【計算方法】

市民税所得割額 = 税額控除前所得割額(A) - 調整控除額

調整控除額 = 税額控除額(B) - 住宅借入金等特別税控除、寄付金税額控除、配当控除等の税額控除額(D)

年度 給与所得等に係る市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入 <small>給与所得(所得金額控除後)</small> 他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③ 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税	市民税	都民税	額	納付額
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	扶養親族区分 本人該当区分	税額控除額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引額⑫-⑬-⑭	税額控除額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引額⑫-⑬-⑭	税額控除額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引額⑫-⑬-⑭	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	内容に相違がないことをご確認ください。 他所得がある場合は、別途、普通徴収税額決定通知書が届くことがあります。
(摘要) D									
					変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑬) 変更月 月				

※ 摘要欄(D)が空欄の場合は、B = 調整控除額となるため、「A - B = C」となります。
調整控除以外に住宅借入金等特別税控除、寄付金税額控除、配当控除等の税額控除がある場合は、摘要欄(D)に調整控除額以外の税額控除の内訳が記載されております。

VI 認可外保育施設等について

各施設の利用については、保育内容及び保育料金等をご確認の上、直接各施設へお申込みください。

1 東京都認証保育所（利用者補助対象施設）

東京都認証保育所一覧(表4)

単位:円

施設名	所在地	電話番号	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
府中プチ・クレイシユ 株)こどもの森	府中町 1-6-2 三和第2ビル5階	042- 362-8101	40	57,000	57,000	52,000	44,000	44,000
府中北プチ・クレイシユ 株)プチ・ナーサリー	浅間町 3-18-1 フォレストハウス2階	042- 388-2185	29	54,000	54,000	49,000	41,000	41,000
エーワン東府中駅前保育園 有)エーワン	清水が丘 1-3-8 小林ビル3階	042- 358-0705	40	49,000	46,000	46,000	46,000	46,000
ピジョンランド府中 ピジョンハーツ(株)	宮町 2-15-13 第15三ツ木ビル1階	042- 354-7722	23	56,500	53,000	49,500	49,000	49,000
田中保育所 株)バザバ	新町 2-42-2	042- 362-2838	40	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
府中エンゼルホーム 株)チャイルドタイム	東芝町 1-64 エフユニバース 1階	042- 340-5885	31	50,000	47,000	45,000	40,000	40,000
リブリエンゼル府中 株)チャイルドタイム	本宿町 4-13-8	042- 319-8740	40	55,000	52,000	50,000	45,000	45,000
ごんべのお宿保育園 特非)ごんべのお宿	清水が丘 1-5-47	042- 367-0986	24	59,000	59,000	59,000	49,000	49,000
京王キッズプラッツ東府中 株)京王子育てサポート	清水が丘 1-8-3 京王リトナード東府中 2階	042- 306-5288	38	53,300	52,400	51,400	46,700	45,700
ポピンズナーサリースクール府中 株)ポピンズエデュケア	寿町 2-1-28	042- 330-2166	40	66,000	65,000	65,000	60,000	59,000
グローバルキッズ 府中本町園 株)グローバルキッズ	本町 1-14-32 ザ・ミレニアムフオート 府中御殿坂2階	042- 368-1110	40	56,000	53,000	53,000	50,000	50,000
みのり保育園 株)バザバ	幸町 3-3-46	042- 319-1073	40	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
ヒューマンアカデミー 中河原保育園 ヒューマンアカデミー(株)	四谷 1-17-8	042- 365-6877	40	53,000	52,000	48,000	39,000	39,000
ぱる★キッズ府中 生協)パルシステム東京	幸町 2-13-29	042- 330-5550	24	65,000	65,000	62,000	62,000	59,000
きなり保育園 株)バザバ	天神町3-10-24	042- 319-2574	40	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
結 hana 保育園 株)aim	栄町 2-22-14 ゆいまーる 101	042- 315-7299	37	49,000	45,000	45,000	45,000	45,000
府中たいよう保育園 福)まあれ愛恵会	宮西町 2-4-4 1階	042- 361-5001	40	51,800	46,800	46,800	49,500	49,500
四谷保育園 株)チルドレン・ファースト・アカデミー ※令和6年3月未で閉園します。	四谷 2-71-1	042- 302-1431	19	—	40,000	40,000	—	—

※週5日、1日8時間預ける場合の月額保育料です(令和5年10月2日現在)。この他に入園料や諸経費がかかる場合がありますので、詳細は、各施設にお問合せください。なお、定員及び保育料は変更する場合があります。

※一時預かりを行っている場合がありますので、詳細は、各施設にお問合せください。

※四谷保育園は、令和6年3月をもって閉園となります。

2 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業を除く）

認可外保育施設一覧(表5)

施設名	所在地	電話番号
Jelly Beans ◇	府中町 2-25-10	042-335-1170
Stars&Stripes English ◇	府中町 2-25-21	042-335-1170
聖イリナ・モンテッソーリスクール ◇	住吉町 2-24-50	042-366-2693
ママのおうち ◇	紅葉丘 2-2-5	042-207-2075
カルバリーチャペル府中(We go eigo)	紅葉丘 1-38-35	042-361-5460
PAL International School@TUFSD◇	朝日町 3-11-11 東京外国語大学内	042-306-9955
Stars&Stripes International School Tama River 校	府中市四谷 5-3-4	042-335-1170

◇が付いている施設は、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設です(令和5年9月1日現在)。

3 認可外保育施設等に関する幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設等(認証保育所や一時預かり事業等を指し、企業主導型保育事業施設を除きます。)の保育料等を国による幼児教育・保育の無償化の対象とするためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

対象となる施設

所在する自治体から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設

※府中市内の施設は、34号(表4)及び(表5)の施設、37号(表6)の施設及びその他事業所内保育施設等です。

所在地が府中市外にある施設も給付対象となります。

※最新の情報は次のURL、又は2次元コードよりホームページでご確認ください。

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/musyokaitirann.html>

トップページ > 子育て・教育 > 出産・子育て > 保育所・保育園 > 幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧



対象者

府中市に住民票のある、子育てのための施設等利用給付認定を受けている次の児童

- 3歳児クラスから小学校入学前までの児童(2号認定)
- 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童(3号認定)

※子育てのための施設等利用給付認定とは、保護者それぞれが、就労、傷病・障害、介(看)護、就学等の理由があること(保育の必要性)をいいます。

※就労や就学、介(看)護をしていますが、その時間の合計が月48時間未満の場合は、無償化の対象となりません。

申請方法

申請書類は、進級予定児童には、前年度1月頃に施設を経由してお渡します。

4月以降の新規入園児については、申請希望日以前に申請が必要となります。

申請書類は、施設、保育支援課の窓口、又はホームページから取得してください。

ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

利用料の給付額

- 3歳児クラスから小学校入学前までの児童(認定種別「2号」)の保育料 ……月額上限37,000円
- 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童(認定種別「3号」)の保育料 ……月額上限42,000円

※認可保育所や認定こども園を利用できていない方が給付の対象となります。

※保育料が月額上限額を下回る場合は、実際にかかった保育料が給付の上限になります。

※上限を超える保育料や食材料費、行事費等は、給付の対象外です。

交付スケジュール

年4回に分けて、3か月ごとに指定口座に振り込みます。

例年、次のスケジュールで交付しています。

区分	交付時期
4～6月分	8月下旬
7～9月分	11月中旬
10～12月分	翌年2月中旬
翌年1～3月分	翌年5月頃

その他

認可保育所の一時預かり・定期利用保育事業を利用した際の保育料を無償化の対象とする場合は、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」(3号参照)と「子育てのための施設等利用給付認定」の両方の認定が必要です。子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請の手続きは、原則、認可保育所等の利用手続きと同時に行います。認可保育所等の申込みをしていない児童について、施設から認定証の提出を求められた場合は、チェックシートを除く保育所等利用調整申込書類一式(11号参照)を、保育支援課窓口へ速やかにご提出ください(※3号認定の有効期間は、最長で3歳の誕生日の前々日までです。3号から2号への切り替えの際は、保育支援課までお申出ください。)。なお、府中市外に住民登録がある方は、お住まいの自治体にご確認ください。

4 認可外保育施設等利用者保育料助成金について

対象となる施設

東京都認証保育所及び東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設

※府中市内の施設は、34号(表4)及び(表5)の◇が付いている施設です。所在地が府中市外にある施設も対象となります。

※年度途中で対象施設が追加又は停止になる場合があります。最新の情報は、次のURL、又は2次元コードよりホームページでご確認ください。

東京都福祉局ホームページ(「指導監督基準を満たす旨の証明書一覧」で検索)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html

ペビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他施設一覧 >

指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧



対象者

府中市に住民票のある、上記対象施設の利用者(月120時間以上の利用契約をしている児童)

申請方法・申請時期

申請書類は、施設を経由してお渡します。

令和6年度は、令和6年5月下旬頃にお渡しする予定です。

ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

助成額

助成額は、次表のとおり、クラス年齢及び市民税所得割額に応じて定めています。実際に納付した保育料の額が助成額を下回る場合は、当該保育料の額を上限とします。

■ 0～2歳児クラスの児童

※食材料費も対象です。

<市民税課税世帯>

対象世帯	児童1人当たりの助成額の上限(月額)	
	第1子	第2子以降
市民税所得割課税額が169,000円を超えない世帯	30,000円	57,000円
市民税所得割課税額が169,000円以上397,000円を超えない世帯	25,000円	52,000円
市民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	20,000円	47,000円

※「第1子」とは、助成金対象者に監護される者であって、かつ、申込者と生計を一にする者の中の最年長者、「第2子以降の子」とは、最年長者から数えて2人目以降の者をいいます。

※市民税額は、保護者及び同居の扶養義務者の市民税所得割額の合計額です。また、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用しません。

<市民税非課税世帯>

対象児童	児童1人当たりの助成額の上限(月額)
3号認定児童(35号参照)	67,000円 (無償化分42,000円を含めた合計)
3号認定を受けない児童	25,000円

■ 3～5歳児クラスの児童(全世帯) ※食材料費は対象になりません。

対象児童	児童1人当たりの助成額の上限(月額)
2号認定児童(35号参照)	57,000円 (無償化分37,000円を含めた合計)
2号認定を受けない児童	20,000円

交付スケジュール

年4回に分けて、3か月ごとに指定口座に振り込みます。

例年、次のスケジュールで交付しています。

区分	交付時期
4～6月分	8月下旬
7～9月分	11月中旬
10～12月分	翌年2月中旬
翌年1～3月分	翌年5月頃

5 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業施設一覧(表6)

施設名	所在地	電話番号
府中さくら通り保育園 ◇	府中町 1-26-15β・桜通りビル1階	042-319-0308
カメラキッズ東府中園 ◇	若松町 1-7-6 サングレース東府中 1階B室	042-319-8322
東府中ベル保育園 ◇ ※令和5年9月1日現在休園中	若松町 2-2-5 ルーブル壱番館 101	042-306-7366
カメラキッズ清水が丘園 ◇	清水が丘 3-24-3	042-306-5659
府中ひばりの森保育園 ◇	住吉町 5-7-6 三浦ビル	042-319-1343
菱華保育園 ◇	緑町 3-8-2 TOHOGREEN3階	042-361-2727

◇が付いている施設は、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設です(令和5年9月1日現在)。

子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の交付

企業主導型保育事業施設の利用に当たっては、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定証」(36参照)が必要となる場合があります。認定申請の手続きは、原則、認可保育所等の利用手続きと同時に行います。認可保育所等の申込みをしていない児童について、施設から認定証の提出を求められた場合は、チェックシートを除く保育所等利用調整申込書類一式(11参照)を、保育支援課窓口へ速やかにご提出ください(※3号認定の有効期間は最長で3歳の誕生日の前々日までです。3号から2号への切り替えの際には、保育支援課までお申出ください。)。なお、府中市外に住民登録がある方は、お住まいの自治体にご確認ください。

幼児教育・保育の無償化

企業主導型保育事業施設は、幼児教育・保育の無償化の対象施設です。

0～2歳児クラスの児童(市民税非課税世帯に限る。)及び3歳児クラスから小学校入学前までの児童が対象となります。手続等については、利用する施設に直接お問合せください。

認可外保育施設等利用者保育料助成金

対象となる施設

企業主導型保育事業施設であり、かつ、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設

※府中市内の施設は、(表6)の◇が付いている施設です。所在地が府中市外にある施設も対象となります。

※年度途中で対象施設が追加又は停止になる場合があります。最新の情報は、次のホームページでご確認ください。

東京都福祉局ホームページ(「指導監督基準を満たす旨の証明書一覧」で検索)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai.list.html>

ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他施設一覧 > 指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧



対象者

府中市に住民票のある、対象となる施設の利用者(月120時間以上の利用契約をしている児童)のうち、0～2歳児クラスの課税世帯

※0～2歳児クラスまでの非課税世帯の児童及び3歳児クラス以上の児童は、幼児教育・保育の無償化の対象者であるため、助成金の対象となりません。

申請方法・申請時期

申請書類は、施設を経由してお渡します。

申請時期については、企業主導型保育事業以外の認可外保育施設と同時期となります。詳しくは、36ページをご確認ください。ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

助成額

0～2歳児クラスの児童(課税世帯)

児童1人当たりの助成額の上限(月額)	
第1子	第2子以降
10,000円	37,000円

交付スケジュール

企業主導型保育事業以外の認可外保育施設と同時期となります。(36参照)

6 一時預かり事業・定期利用保育事業について

一時預かり事業

保護者の出産・病気・就労・就学などのほか、リフレッシュなど、理由を問わず利用できます。

定期利用保育事業

保護者が月に48時間以上の就労のため、月を単位として複数月にわたり、継続的に保育を必要としている場合に利用できます。利用料金は、各園により異なりますが、いずれも日額 2,200 円又は月額 44,000 円を上限としています。※延長保育など、別に費用がかかる場合があります。

課税世帯の第2子以降の児童については、月額 42,000 円まで助成があります。詳細は下のURL、又は2次元コードからホームページをご確認ください。

URL https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/ichiji_enjo/ichiji.html



共通事項

保育の内容や料金、申込等については、直接、各施設へお問合せください。原則として、一時預かり事業実施施設では、定期利用保育事業も実施しています。

※一時預かり事業等に関する幼児教育・保育無償化の概要については、35頁をご確認ください。

一時預かり事業・定期利用保育事業を実施している施設一覧(表7)

<認可保育所>

施設名	年齢	施設名	年齢
府中愛児園	満3か月～ 5歳児クラスまで	白糸さくらんぼ保育園	満1歳～ 5歳児クラスまで
晴見保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで	分倍保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は実施なし
押立保育園	1・2歳児クラスのみ	光明高倉保育園	満1歳～ 5歳児クラスまで
府中保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで	そよかぜハーモニー保育園	1歳児クラスのみ
にじのいろ保育園	2歳児クラス～ 5歳児クラスまで	よつば保育園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は実施なし
山手保育園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで	第2キッズランド府中保育園	生後6か月目～ 2歳児クラスまで
さくらんぼ保育園	満1歳～ 5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は 1歳児クラスまで	光明府中南保育園	満1歳～ 2歳児クラスまで
押立第二保育園	3歳児クラス～ 5歳児クラスまで	ラフ・クルー分倍河原保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで
わらしこ保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで	ラフ・クルー分倍河原保育園分園	生後57日目～ 2歳児クラスまで
第2府中保育園	1歳児クラス～ ※3歳児クラス以上は応相談	トレジャーキッズぶばい保育園	満1歳～ 5歳児クラスまで
山手保育園清水が丘分園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで	ソラスト府中保育園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで
やまびこ保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで	まなびの森保育園府中	令和6年4月～開始予定 ※詳細未定
キッズランド府中保育園	生後6か月目～ 2歳児クラスまで	府中緑町・学びの保育園	1歳児クラスのみ
わらしこ第二保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで	ヴィラまなびの森保育園住吉町	令和6年4月～開始予定 ※詳細未定

※詳細は、各施設までお問合せください。

<その他の保育施設>

施設名	年齢	施設名	年齢
府中ひばりの森保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで	府中愛児園一時保育室	満3か月～ 5歳児クラスまで

Ⅶ 市立保育所の再編について

1 市立保育所の再編（令和5年10月現在）

市では現在、多様化し、増加する保育・子育て支援ニーズや市立保育所の施設老朽化などの保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、今後の保育行政のあり方に関する基本方針（平成26年1月策定）に基づき、『市立保育所における民間活力の積極的な活用』と『市立保育所の重点集約化』の2つの取組により、市立保育所の再編を進めています。

なお、次のスケジュールは予定であり、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。新たな取組スケジュールのほか、計画その他の状況に変更が生じた場合は、市ホームページにおいて随時公表を行います。

下のURL、又は二次元コードからホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/hoikusyo-saihen.html>



基幹保育所の6施設

①東、②北山、③住吉、④小柳、⑤本町、⑥三本木

上記の6つの市立保育所を地域子育て支援を行う拠点施設である基幹保育所として位置付けており、基幹保育所として必要な機能強化（施設改修、移転・建替え等）を行い、地域子育て支援センター「はぐ」を順次開設しています。

《進捗状況》

完了年度	状況	施設名称	備考
平成29年度	済	北山保育所・三本木保育所	平成29年10月より「はぐ」開設
令和元年度	済	東保育所・住吉保育所	令和2年4月より「はぐ」開設
令和8年度	取組中	本町保育所(42号参照)	令和8年4月移転
令和8年度	取組中	小柳保育所(41号参照)	令和8年4月移転 (移転後に(仮称)日吉保育所として運営)

基幹保育所を除く9施設

①南、②北、③西、④中央、⑤朝日、⑥四谷、⑦八幡、⑧西府、⑨美好

- 上記の9つの市立保育所は、統廃合等を行う施設として、直接移管方式又は定員枠調整方式により、取組を進めています。
- 直接移管方式 … 市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに基づき、設置・運営事業者を府中市から民間事業者へ変更する手法（40号※1参照）
- 定員枠調整方式 … 一定期間において定員を調整（定員減など）した後に、近隣の施設と統合する手法（統合後、当該施設は廃止・閉園）（40号※2参照）

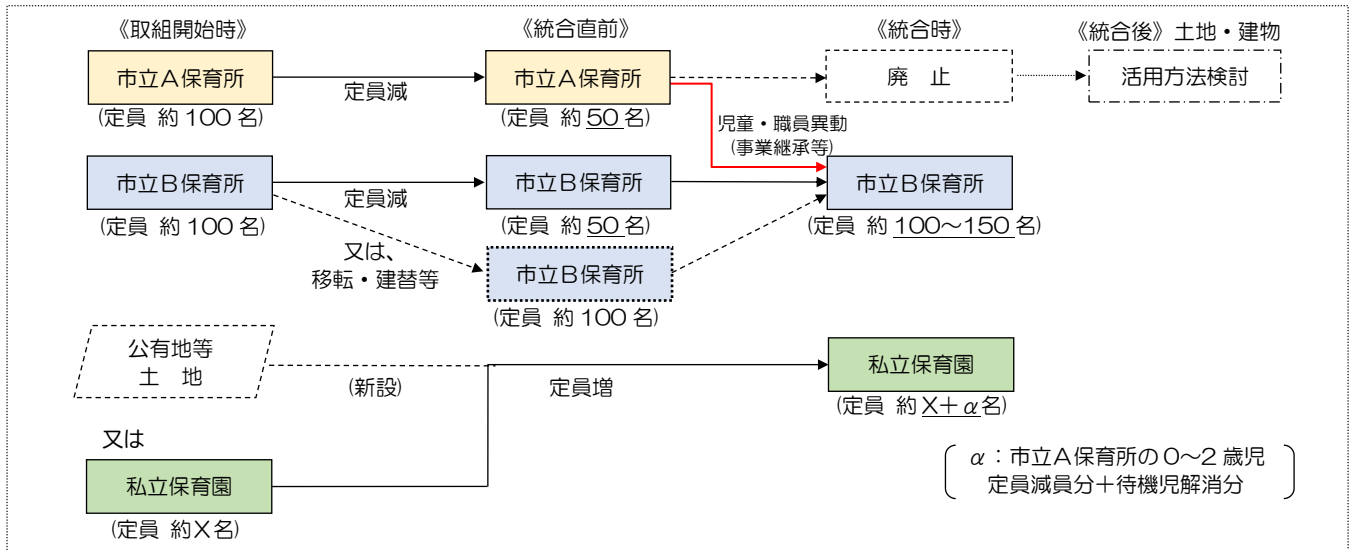
《進捗状況》

完了年度	状況	施設名称	手法	取組内容
平成30年度	済	南保育所	直接移管	平成30年4月から「光明府中南保育園」として、社会福祉法人多摩養育園による運営を開始
令和2年度	済	朝日保育所	定員枠調整	令和2年4月 ⇒東保育所へ統合、廃止
令和3年度	済	美好保育所	定員枠調整	令和3年4月⇒西保育所へ統合 令和3年4月～令和4年3月 改修工事(令和3年度は保育所休止)
令和4年度	済	西府保育所	—	令和4年4月 ⇒改修後の美好保育所へ移転、廃止
令和5年度	済	四谷保育所	定員枠調整	令和5年4月 ⇒住吉保育所へ統合、廃止
令和8年度	取組中	八幡保育所(⇒41号)	定員枠調整	令和8年4月 ⇒(仮称)日吉保育所へ統合、廃止
未定	—	北保育所・美好保育所・西保育所・中央保育所	未定	—

採用手法について

※1 直接移管方式:他市における「民営化」の一般的な手法となります。この方式の詳細を定めた「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」を現在、市のホームページで公表しています。

※2 定員枠調整方式:次のイメージフロー参照



よくある質問

Q.1 「重点集約化」の取組により、市立保育所はどのように機能強化を図るのでしょうか？

A.1 基幹保育所として位置付けた6つの市立保育所では、現状の保育機能に加え、地域における子育て拠点施設として、地域子育て支援センター「はぐ」を運営していきます。「はぐ」では、在宅の子育て家庭が気軽に利用できる常設の子育て専用室(ひろば室)を設け、地域における子育て支援の充実を図ります。

なお、小柳保育所及び本町保育所では、今後、機能強化及び施設の老朽化対応に向けた移転・建替えを予定しています。

Q.2 定員枠調整方式により対象施設の定員数が減ることになりますが、その影響分の枠については、どのように確保していくのでしょうか？

A.2 定員枠調整方式による取組に当たっては、統合先と統合元の2つの保育所の定員減員前の3歳未満児の定員総数を維持するため、対象施設の近隣において、私立保育園等の新設や定員拡大を行うことにより、当該取組の影響の抑制を図っています。

Q.3 定員枠調整方式により統合する場合、移行先は、統合先施設に限定されるのでしょうか？

A.3 統合先の市立保育所へ移行していただくこととなります(八幡保育所の場合は移転後の小柳保育所へ移行)。

Q.4 (定員枠調整方式により)閉園となった保育所は、どのように活用されるのでしょうか？

A.4 市が所有する保育所の建物や土地に関する廃止後の用途や取扱いについては、社会情勢や市民ニーズ等の状況を踏まえ、総合的に検討を進めることとなります。

2 市立保育所の申込みに当たっての注意事項

市立保育所の再編に伴い、お申込みに当たっては、次の事項にご注意ください。
 なお、次のスケジュールは予定であり、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

小柳保育所

新築工事を行い、令和8年4月に移転します。(移転後に(仮称)日吉保育所として運営)
 *移転先:是政1丁目10番地の3ほか(次の案内図参照)

八幡保育所

令和8年4月に、(仮称)日吉保育所に統合します。

小柳保育所、八幡保育所、(仮称)日吉保育所(小柳保育所移転先) 案内図



八幡保育所⇒小柳保育所(統合イメージ)

単位:人

区分	八幡保育所(定員数)							小柳保育所(定員数) ※R8年4月から(仮称)日吉保育所						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R5年度	3	8	8	16	26	26	87	3	5	6	24	25	25	88
R6年度	3	5	8	10	16	26	68	3	5	6	14	25	25	78
R7年度	3	5	5	10	10	16	49	3	5	6	14	14	25	67
R8年度	廃止 [(仮称)日吉保育所へ統合]							3	12	14	24	24	24	101

今後の具体的な取組予定

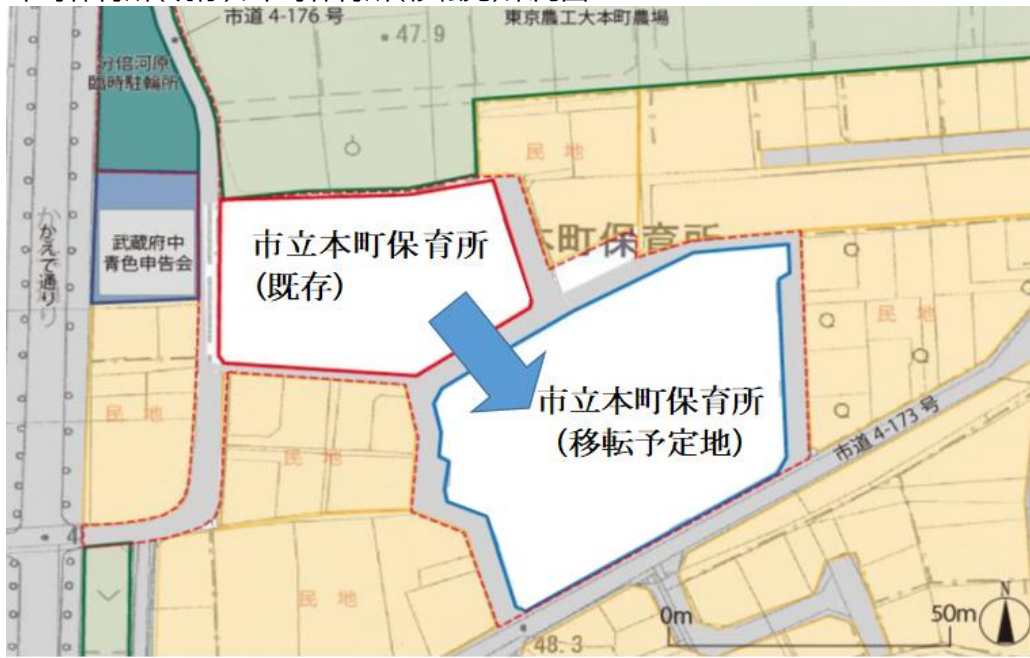
実施施設	今後の取組予定	
小柳保育所	～令和7年度	… 定員枠調整方式(40枠※2参照)により「八幡保育所」及び「小柳保育所」において定員調整(新規受入抑制)
	令和3年度～5年度	… 新園舎の設計(基本設計・実施設計)
	令和5年度～7年度	… 新園舎の整備(整備(移転)先の建設工事を行います。)
	令和8年度4月	… 移転(移転後に八幡保育所と統合し、(仮称)日吉保育所として運営)
八幡保育所	～令和7年度	… 定員枠調整方式(40枠※2参照)により「八幡保育所」及び「小柳保育所」において定員調整(新規受入抑制)
	令和8年度4月	… 「(仮称)日吉保育所」へ統合及び「八幡保育所」の廃止

本町保育所

新築工事を行い、令和8年4月に移転します。

* 移転先:本町三丁目18番地(市営第二の二本町住宅跡地)ほか(次の案内図参照)

本町保育所(既存)、本町保育所(移転先)案内図



今後の具体的な取組予定

実施施設	今後の取組予定	
本町保育所	令和5年度～7年度 令和8年度4月 令和8年度以降	… 新園舎の設計・整備(基本設計・実施設計・建設工事) … 移転 … 旧園舎解体

Ⅷ 保育所等施設情報

1 認可保育所

	施設名	所在地 電話番号	備考	クラス年齢別運用定員							延長保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可保育所(公立)	北 保 育 所◎	新町 1-64-1 042-363-9715	延長保育は満1歳から	6	13	24	24	25	25	117	18:00~20:00
	東 保 育 所	若松町 3-21-4 042-363-9716	延長保育は満1歳から	6	13	18	19	20	26	102	18:00~19:00
	西 保 育 所◎	美好町 3-23-2 042-362-8301	延長保育は満1歳から	6	13	18	19	20	26	102	18:00~19:00
	中央保育所◎	晴見町 2-7-17 042-363-9713	延長保育は満1歳から	3	12	16	18	19	26	94	18:00~20:00
	北山保育所	北山町 3-27-9 042-575-5771	延長保育は満1歳から	6	12	18	19	20	26	101	18:00~19:00
	住吉保育所	住吉町 2-30-47 042-366-1426	延長保育は満1歳から	6	18	28	28	29	34	143	18:00~20:00
	小柳保育所	小柳町 2-34-2 042-363-9510	延長保育は満1歳から	3	5	6	14*	25	25	80	18:00~19:00
	八幡保育所◎	八幡町 1-12-12 042-365-7542	延長保育は満1歳から	3	5	8	10	16	26	68	18:00~19:00
	本町保育所	本町 3-19-3 042-366-6886	延長保育は満1歳から	6	10	12	24	25	25	102	18:00~19:00
	三本木保育所	府中町 3-23-1 042-365-6210	延長保育は満1歳から	6	20	24	24	25	30	129	18:00~19:00
	美好保育所◎	美好町 2-4 042-366-5441	延長保育は満1歳から	6	8	16	18	19	26	93	18:00~19:00
認可保育所(私立) ※施設名下段:運営法人	府中愛児園 福 やなぎ会	八幡町 3-18 042-361-2726	休日保育あり ※枠外参照	18	65	66	70	70	66	355	18:00~22:00
	南分倍保育園 福)府中清心会	南町 2-41-39 042-361-9448	延長保育は満1歳から	6	15	18	22	22	22	105	18:00~19:00
	高安寺保育園 宗)高安寺	片町 2-4-1 042-364-7651		10	20	24	38	41	41	174	18:00~19:00
	千春保育園 福)千春会	武蔵台 3-9-4 042-321-3388		9	17	30	36	35	35	162	18:00~19:00
	是政保育園 宗)西藏院	是政 3-6 042-361-7452		16	24	25	25	25	25	140	18:00~19:00
	晴見保育園 福)安立園	晴見町 1-13-5 042-368-0813		9	14	15	15	16	15	84	18:00~19:00
	押立保育園 福)桜友会	押立町 1-27-1 042-369-0600	延長保育は満1歳から	9	21	22	26	26	26	130	18:00~19:00
	府中保育園 福)たけの子福祉会	分梅町 3-19 042-360-0222	1歳児クラスから 延長保育は満1歳から	-	11	25	27	29	30	122	18:00~20:00
	にじのいろ保育園 福)若水会	是政 5-21-47 042-369-1595		9	15	16	16	16	16	88	18:00~20:00
	山手保育園 福)東京山手マリヤ会	白糸台 5-4-9 042-367-2104	2歳児クラスまで	12	14	14	-	-	-	40	18:00~19:00
さくらんぼ保育園 福)紅葉の会	紅葉丘 1-28-1 042-366-2178		9	22	24	24	24	24	127	18:00~19:00	

◎印は統廃合等を行う施設として、取組を進めていきます(39頁参照)。

※定員は、変更する場合があります。

※送迎のための駐車場は、原則としてありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で送迎してください。

※延長保育の詳細は、各施設へお問合せください。

※府中愛児園は、0歳児クラスは緑町分園(緑町3-1-7シティテラス府中緑町B棟1階)、1・2歳児クラスは分園(八幡町3-5-18)、3~5歳児は本園(上記所在地)で、それぞれ保育を行います。

★小柳保育所の3歳児クラスの定員については、10月2日に市ホームページで公表しました令和6年度保育所等入所のしおり(以下「しおり」といいます。)の初版において、本来14名である定員を16名と記載していたことが判明したため、上記のとおり14名に修正しました。なお、この修正に伴う受入枠の変更は、既にしおりを受け取られていて、今回の修正内容を確認できない方がおられるため、4月入所の1次募集においては行いませんが、4月入所の2次募集以降においては、在籍児童の退所や1次募集の入所状況等に応じて調整することを予定しています。

1時間の月極延長保育料 ()は1時間単位/回の料金						標準内延長保育料 ()は短時間認定者の1時間単位/回の料金					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
※ 公立保育所は、土曜日の延長保育を実施していません。											
8,700 (1,000)	7,800 (900)	7,800 (900)	6,000 (700)	6,000 (700)	6,000 (700)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(700)	(700)	(700)
5,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	3,200 (600)	3,200 (600)	3,200 (600)	(900)	(900)	(900)	(600)	(600)	(600)
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
18:30までは定額3,500円、以降15分単位で300円						朝は無料					
(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	夕は15分単位で300円					
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	7:00~8:30 300円(30分単位) 16:30~18:00 300円(30分単位),18:01~19:00 500円(30分単位)					
5,000 (500)	4,500 (450)	4,500 (450)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	90分 500円	90分 450円		90分 400円		
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
—	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	—	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
8,000 (500)	6,000 (500)	4,000 (300)	4,000 (300)	4,000 (300)	4,000 (300)	(500)	(500)	(300)	(300)	(300)	(300)
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	—	—	—	(900)	(900)	(900)	—	—	—
5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(600)	(600)	(500)	(500)	(500)	(500)

施設名	所在地 電話番号	備考	クラス年齢別運用定員								延長保育時間
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
押立第二保育園 福)桜友会	押立町 2-15-3 042-369-8755		9	19	22	23	23	24	120	18:00~19:00	
わらしこ保育園 福)わらしこの会	若松町 4-27-6 042-369-2622		12	15	16	19	19	19	100	18:00~19:00	
第2府中保育園 福)たけの子福祉会	日新町 5-51-1 042-354-1666	延長保育は生後8か月から	9	15	20	22	22	22	110	18:00~19:00	
府中めぐみ保育園 福)造恵会	宮町 1-21-2-104 042-336-6620	2歳児クラスまで 延長保育は満1歳から	9	13	14	-	-	-	36	18:00~19:00	
キッズイト 武蔵保育園 特非)イトセンター	若松町 4-9-12 042-369-8905		6	10	12	12	12	12	64	18:00~20:00	
山手保育園清水が丘分園 福)東京山手マリヤ会	清水が丘 2-41-2 042-352-7273	2歳児まで	6	12	12	-	-	-	30	18:00~19:00	
やまびこ保育園 福)やまびこの会	多磨町 2-56 042-362-2402		6	10	10	10	12	12	60	18:00~20:00	
キッズランド府中保育園 株)ケイ・コネク	住吉町 2-1-1 042-368-8885		6	8	10	10	10	10	54	18:00~19:00	
府中保育園分園 福)たけの子福祉会	西府町 1-60-1 042-319-9913	1歳児まで。2歳児以降は府中保育園へ 延長保育は満1歳から府中保育園にて	12	13	-	-	-	-	25	18:00~20:00※	
キッズルームこっこ保育園 特非)しいのみ会	清水が丘 3-21-25 042-365-5466		4	10	10	16	15	15	70	18:00~20:00	
府中中河原雲母保育園 株)エド・プランニング・ジャパン	住吉町 2-9-2 042-318-8600		6	10	11	11	11	11	60	18:00~20:00	
めぐみ第二保育園 福)造恵会	新町 1-64-3 042-368-5582	延長保育は満1歳から	9	10	16	18	18	18	89	18:00~19:00	
西府の森保育園 株)こどもの森	本宿町 1-46-7 042-366-3021	1歳児から	-	12	14	14	14	14	68	18:00~20:00	
わらしこ第2保育園 福)わらしこの会	紅葉丘 1-1-2 042-354-2622		6	18	19	19	19	19	100	18:00~19:00	
山手こひつじ保育園 福)東京山手マリヤ会	白糸台 4-13-8 042-314-0840		6	11	12	22	22	22	95	18:00~19:00	
白糸さくらんぼ保育園 福)紅葉の会	白糸台 3-36-2 042-367-4610		6	15	18	20	20	22	101	18:00~20:00	
分倍保育園 福)府中清心会	美好町 2-32-7 042-306-6996	延長保育は満1歳から	6	20	24	32	32	32	146	18:00~20:00	
光明高倉保育園 福)多摩養育園	分梅町 1-31 042-330-2005	休日保育あり	9	22	24	30	30	30	145	18:00~22:00	
まなびの森保育園中河原 株)こどもの森	住吉町 4-45-3 042-360-8585	延長保育は生後7か月から	6	16	17	18	18	18	93	18:00~20:00	
明桜保育園 福)明王会	四谷 2-31-1 042-306-5664	延長保育は満1歳から	6	17	19	19	19	19	99	18:00~19:00	
そよかぜハーモニー保育園 福)やまがき会	緑町 3-11-5 芳文社府中ビル2階 042-306-9144	延長保育は満1歳から	6	10	10	10	10	10	56	18:00~19:00	
よつば保育園 福)ゆたか会	緑町 2-31-8 042-370-1148	延長保育は満1歳から	9	15	18	20	20	20	102	18:00~19:00	
第2キッズランド府中保育園 株)ケイ・コネク	寿町 2-4-42 コープ府中寿町店 3階 042-306-7557		6	10	12	14	14	14	70	18:00~19:00	
光明府中南保育園 福)多摩養育園	本町 2-29-11 042-363-9714	2歳児まで 延長保育は満1歳から	9	29	29	-	-	-	67	18:00~19:00	
アスク府中本町保育園 株)日本保育サービス	本町 2-35-4 042-330-7471	延長保育は満1歳から	6	12	14	16	16	16	80	18:00~19:00	
太陽の子清水が丘三丁目保育園 HITOWA キッズライフ(株)	清水が丘 3-23-13 042-352-2061		3	9	10	12	13	13	60	18:00~20:00	

認可保育所(私立) ※施設名下段に運営法人

※定員は、変更する場合があります。

※送迎のための駐車場は、原則としてありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で送迎してください。

※延長保育の詳細は、各施設へお問合せください。

1時間の月極延長保育料 ()は1時間単位/回の料金						標準内延長保育料 ()は短時間認定者の1時間単位/回の料金					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
6,000 (500)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,000 (350)	4,000 (350)	(500)	(400)	(400)	(400)	(350)	(350)
6,000 (800)	5,000 (800)	5,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
7,000 (800)	7,000 (800)	5,000 (800)	—	—	—	(800)	(800)	(800)	—	—	—
8,200 (620)	6,200 (620)	6,200 (620)	4,100 (620)	4,100 (620)	4,100 (620)	(620)	(620)	(620)	(620)	(620)	(620)
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	—	—	—	(900)	(900)	(900)	—	—	—
8,000 (1,200)	8,000 (1,200)	8,000 (1,200)	6,000 (1,200)	6,000 (1,200)	6,000 (1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	—	—	—	—	(600)	(600)	—	—	—	—
5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
8,000 (940)	6,000 (940)	6,000 (940)	5,000 (940)	5,000 (940)	5,000 (940)	(940)	(940)	(940)	(940)	(940)	(940)
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
—	5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	—	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
6,000 (500)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,000 (350)	4,000 (350)	(500)	(400)	(400)	(400)	(350)	(350)
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)
6,000 (600)	6,000 (600)	5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	(600)	(600)	(500)	(500)	(500)	(500)
5,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	3,200 (600)	3,200 (600)	3,200 (600)	(900)	(900)	(900)	(600)	(600)	(600)
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
6,000 (600)	5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
6,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)
5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(1,000)	(1,000)	(800)	(800)	(800)	(800)
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	—	—	—	(500)	(500)	(500)	—	—	—
4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
6,000 (800)	5,000 (800)	5,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)

	施設名	所在地 電話番号	備考	クラス年齢別運用定員							延長保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可保育所(私立)	ラフ・クルー分倍河原保育園 株)コミュニティハウス	美好町 3-22-2 グレイスコンチェルト1階 042-370-1386		3	9	9	17	17	17	72	18:00~20:00
	ラフ・クルー分倍河原保育園分園 株)コミュニティハウス	美好町 3-4-1 芝罘ビル1階 042-319-9305	2歳児まで。3歳児以降は ラフ・クルー分倍河原保育園へ	3	9	8	-	-	-	20	18:00~20:00
	このめ保育園 福)ゆたか会	宮町 1-33-40 042-306-7588		6	10	12	15	15	16	74	18:00~19:00
	アスク府中片町保育園 株)日本保育サービス	片町 3-3-28 042-314-0721	延長保育は満1歳から	6	12	14	16	16	16	80	18:00~19:00
	ふちしらコスモ保育園 株)コスモズ	白糸台 3-44-23 042-352-7878	延長保育は満1歳から	6	20	21	23	23	23	116	18:00~20:00
	トレジャーキッズがばい保育園 株)セリオ	美好町 3-11-19 042-306-5118		4	11	12	12	12	12	63	18:00~19:00
	まなびの森保育園東府中 株)こどもの森	若松町 1-5-19 042-370-1524		6	14	15	15	15	15	80	18:00~20:00
	まなびの森保育園府中 株)プチ・ナーサリー	府中町 2-9-1 2階 042-306-7170		6	20	22	24	24	24	120	18:00~20:00
	ソラスト府中保育園 株)ソラスト	小柳町 2-11-2 TENS BUILDING.3階 042-306-6224		9	20	21	22	22	22	116	18:00~20:00
	グイマなびの森保育園住吉町 株)こどもの森	住吉町 3-65-47 042-319-0180		3	13	14	16	16	16	78	18:00~20:00
府中緑町・学びの保育園 福)育木会	緑町 1-6-3 042-319-2220		3	11	12	16	16	16	74	18:00~19:00	

※ソラスト府中保育園は、0・1歳児クラスは分園(小柳町2-12-1プランタン細野1階)、2~5歳児は本園(上記所在地)で、それぞれ保育を行います。

※定員は、変更する場合があります。

※送迎のための駐車場は、原則としてありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で送迎してください。

※延長保育の詳細は、各施設へお問合せください。

2 地域型保育事業

保護者の就労等により保育が必要な3歳未満の児童を対象に保育を行います。

なお、2歳児クラス修了後には、連携施設の3歳児クラスに繰り上がります。

家庭的保育事業・小規模保育事業

施設名 運営法人	所在地 電話番号	事業種別	クラス年齢別運用定員				保育時間	延長保育時間	連携施設
			0歳	1歳	2歳	合計			
保育ルーム ひよこっちはちまん 特非)しいのみ会	八幡町 1-17-1 042-319-1424	家庭的保育事業	1	2	2	5	8:30~16:30 (保育短時間のみ)	8:00~8:30 16:30~18:00	キッズルーム こっこ保育園
保育ルーム ひよこっかわかまつ 特非)しいのみ会	若松町 4-10-11 042-319-0474	小規模保育事業(B型)	2	4	4	10	8:30~16:30 (保育短時間のみ)	8:00~8:30 16:30~18:00	キッズルーム こっこ保育園

※保育ルームひよこっちはちまん及び保育ルームひよこっかわかまつの延長保育料金は、1回につき、30分当たり250円、1日30分利用する場合の月極料金は、2,500円となります。

1時間の月極延長保育料 ()は1時間単位/回の料金						標準内延長保育料 ()は短時間認定者の1時間単位/回の料金					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(400)	(400)	(400)
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	—	—	—	(1,000)	(1,000)	(1,000)	—	—	—
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(1,000)	(1,000)	(800)	(800)	(800)	(800)
4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15分 200円					
(15分 300円)											
6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (650)	4,000 (650)	4,000 (650)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(650)	(650)	(650)
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
6,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)

事業所内保育事業

施設名 運営法人	所在地 電話番号	定員(上段:地域枠 下段:総定員)				保育時間	延長保育時間	連携施設
		0歳	1歳	2歳	合計			
ねぎし保育園 医社)根岸病院	武蔵台 2-8-55 042-572-4167	5	6	6	17	保育標準時間認定者 7:00~18:00 保育短時間認定者 8:30~16:30	18:00~19:00	千春保育園
		(27)						


※事業所内保育事業は、会社等の事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に行う保育事業です。従業員の児童(従業員枠)とその地域で保育が必要な児童(地域枠)を一緒に保育します。

※延長保育料について

- ・ 保育標準時間認定を受け、18:00~19:00 に利用する場合は、1回につき、1時間当たり 500 円
(1日1時間利用する場合の1か月の月極料金は、5,000 円)
- ・ 保育短時間認定を受け、7:00~8:30・16:30~18:00 を利用する場合は、1回につき、1時間当たり 500 円

Ⅸ よくあるご質問 (Q&A)

1 申込みについて

No.1	Q 市の窓口を通して入所申込みができる認可保育所等はどこですか。	A 市の窓口で申込みいただける保育施設は、認可保育所及び地域型保育事業(以下、認可保育所等といいます。)となります。認可外保育施設等は、各施設に直接申込みをしてください。	
No.2	Q 認可保育所等の申込み方法は、市の窓口での受付のみですか。	A 令和5年度途中入所は窓口受付のみですが、令和6年4月入所の申込みからは、郵送受付及びぴったりサービスによるオンライン申請を開始します(6頁参照)。 なお、メールやFAXでの申込みは、受け付けておりません。	
No.3	Q 現在仕事をしていませんが、申込みは可能ですか。	A 入所後に仕事を探す予定の方は、求職活動要件で申込み可能です。入所後は、2か月以内に月48時間以上の契約で就労を開始していただく必要があります。 また、育児休業を取得している方は、同じ就労先に復職することを条件に、就労要件で申込み可能です。なお、復職せず退職する予定の場合は、求職活動要件で申込みをしてください。 入所後に就労の意思がなく、その他就学・傷病等の要件にも該当しない方は、認可保育所等の申込みはできません(3頁参照)。なお、認可外保育施設や幼稚園であれば、要件にかかわらず、申込みができます。	
No.4	Q 出産後すぐに認可保育所等に児童を預けて復職をしたいのですが、出産前でも申込みは可能ですか。	A 入所希望月の1日において、出産後8週経過していないと入所できません(9頁及び14頁参照)。 4月入所申込みのみ、令和6年2月4日までに出産予定であることが確認できれば、出産前でも申込み可能です。	
No.5	Q 就労証明書・診断書等の申込みに必要な書類は、どこで受け取れますか。また、データはもらえますか。	A 認可保育所等の申込みの必要書類は、保育支援課の窓口、市内の認可保育所及び地域型保育事業でお渡ししております。 なお、各文化センター等では、お渡ししておりません。 また、市のホームページにも掲載しておりますので、右の2次元コードからもダウンロードできます。 	
No.6	Q 申込みに必要な書類は、全て自分で記入ができますか。	A 保護者の方がご自身で記入できる書類とできない書類は、次のとおりとなります。ただし、状況により、この他にも書類を提出いただく場合があります(11～14頁参照)。 ※保護者の方にご記入いただけない書類は、就労(就学)先・医療機関・保育施設が証明する書類です。無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。	
		自分で記入できる書類	認定申請書兼保育所等利用調整申込書、児童票、チェックシート、就労証明書(自営の場合のみ)、求職活動誓約書、介護状況届出書、ひとり親状況申告書、年間収入申告書及び転入に関する誓約書
		自分で記入できない書類	就労証明書(自営の場合は除く。)、在学証明書、診断書、保育受託証明書及び復職(復学)証明書
No.7	Q 早く申込みをした方が有利ですか。	A 選考は申込み順にかかわらず、締切日までに申込みのあった方の中で、保育の必要性に応じて指数を判断し、総合点の高い世帯から内定が出ます。	
No.8	Q 認可保育所等の空き情報は、教えていただけますか。	A 令和6年4月入所の空き情報は、1次募集は令和5年10月2日に、2次募集は令和6年2月2日に、それぞれ市のホームページ、市内の認可保育所等及び保育支援課の窓口で公表します。 また、年度途中の空き情報は、入所希望月の前月3日頃に公表します。	
No.9	Q 入所したい認可保育所等の受入予定人数が0人ですが、入所申込みできますか。	A 可能です。受入予定人数の公表後に、退所等で空きが生じた場合に利用調整を行います。申込み時に記入していない保育所等は選考の対象となりませんので、入所したい保育所等がある場合には、空きの有無にかかわらず、記入することをおすすめします。	

No.10	<p>Q 入りやすそうな認可保育所等を第一希望にした方が良いですか。希望認可保育所等を1か所だけにしたり、最大数(10か所)書いたりすると入りやすくなりますか。</p>	<p>A 希望認可保育所等は、入所希望が高い順番にご記入ください。選考上入所内定となる認可保育所等が複数ある場合、1番希望の高い園にのみ内定がです。また、希望認可保育所等が多ければ、その分多くの選考に参加できるため入所しやすくなりますが、加点等で他の方と比べて有利になることはありません。逆に、希望園を1か所だけにしたこと優先的にその園に内定することはありません。</p>
No.11	<p>Q 認可保育所等の入所申込みは、毎月する必要がありますか。</p>	<p>A 入所希望月初月以降、同年度内の申込継続を希望する場合は、チェック項目13に☑をすることで、年度末(令和7年2月)入所の選考まで継続できます(3月は選考を実施していません)。ただし、保育支給認定証に記載のある認定期間終了日が卒園日(又は児童の満3歳の誕生日の前々日)以外で、令和7年1月末よりも前に定められている場合は、認定終了月まで選考対象となります(10☞参照)。</p>
No.12	<p>Q 認可保育所等を転所することはできますか。 また、転所内定後に元の園に通い続けなくなった場合は、辞退すればそのまま通園できますか。</p>	<p>A 転所申込みは可能です。最短で入所月翌月(4月1次内定の場合は4月2次)から申込みをすることができます。各月の申込締切日までに必要書類を保育支援課にご提出ください。原則、入所時と同様に全ての申込書類の提出が必要となります。また、転所が決まった場合は、元の在籍園にはすぐに次の児童をご案内するため、辞退をしても元の園に通園することはできませんので、十分にご注意ください。</p>
No.13	<p>Q 認可保育所等に入所できなかった場合、他に選択肢がありますか。</p>	<p>A 4月入所のみ、待機となっている方を対象に、空きがある園の入所あっせんを行います。希望する場合は、手続きが必要です。(8☞参照)また、毎月公表される受入予定人数表を見て、空きのある園を希望園に追加していただくことも可能です。認可保育所等以外の保育施設としては、認証保育所や企業主導型保育事業、幼稚園、一時預かり・定期利用保育事業といった認可外保育施設がありますので、各施設に直接申込みをしてください。 なお、認可保育所等を申込み中で、入所できていない待機児童については、東京都ベビーシッター利用支援事業の対象となります。当該事業による助成を受ける場合は、保育支援課で手続きが必要です。お問合せください。 より具体的に相談したい場合は、保育支援課に保育コンシェルジュという相談担当の職員が在籍しておりますので、お気軽にお問合せください。</p>
No.14	<p>Q 現在はフルタイムの契約で就労していますが、今後は契約上の就労時間を減らす予定です。指数はどのようになりますか。</p>	<p>A 申込み時点で契約上の就労時間を減らすことが分かっている場合は、チェック項目4・イに、変更後の就労時間及び就労日数をご記入ください。ご記入いただいた変更後の内容で、指数を付けさせていただきます。</p>
No.15	<p>Q 認可保育所等の申込みを取下げることができますか。</p>	<p>A 可能です。取下げを希望する月の前月の10日(土日祝日の場合は直前の平日。ただし、4月1次入所申込みの場合は12月28日)までに「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」をご提出ください。</p>
No.16	<p>Q 選考の結果通知は毎月郵送されますか。</p>	<p>A 利用調整結果通知書は、申込みをした最初の月のみ、入所希望月前月の20日頃に郵送します。 なお、翌月以降の選考結果は、内定が出た場合のみ、内定先の認可保育所等から電話等でご連絡します。保育支援課で確認したい場合は、20日以降に本人確認書類を持参の上、窓口にお越しください。なお、個人情報の保護のため、電話での回答はしていません。 認可保育所等の入所申込みを行い、待機となっている月に対して、保育所に入所できなかったことを証明する証明書(府中市では「未入所証明書」といいます。)が必要な場合は、年度途中は入所希望月の前月25日(土日祝日の場合は直後の平日)以降に窓口で発行が可能です。また、4月入所は日程が異なりますので、ご注意ください(7～8☞参照)。</p>

2 育休中の申込みについて

<p>No.17</p>	<p>Q 育児休業を取得中です。入所したら、育児休業を取得している職場に復職は必須ですか。 また、復職せず、転職することはできますか。</p>	<p>A 育児休業を取得している方の申込みの注意事項は次のとおりです。</p> <p>① 復職について 就労要件で申込み場合は復職が必須です。 育児休業中の申込みは、入所月の翌月1日までに、<u>申込み時と同じ就労先に同等以上の就労契約</u>で復職することが条件となります。復職しなかった場合は、原則として退所となります。復職後は、復職証明書の提出が必要です。</p> <p>② 派遣社員の方の場合 派遣社員の方の場合、申込み時と同じ派遣元に復職する必要があります。派遣元が変わらなければ、派遣先が変わっても復職に該当します。なお、会社都合であっても、派遣先が決まらない・派遣先の契約が減少する場合は、内定取消し又は退所になります。</p> <p>③ 転職について 申込み時と同じ職場に復職せずに転職した場合は、内定取消し又は退所となります。なお、次の2点の場合は転職可能です。 ・申込み時と同じ就労先に復職した後、申込み時と同等以上の契約で、入所月の1日までに就労開始する。 ・入所後に一度、申込み時と同じ就労先に復職した後、退職日から2か月以内に、申込み時と同等以上の契約で就労開始する。 <u>※どちらの場合でも、育休を取得していた就労先の復職証明書と転職後の就労先の就労証明書の提出が必要です。提出できない場合は、内定取消し又は退所となります。</u></p>
<p>No.18</p>	<p>Q 会社より育児休業延長のために認可保育所等に入れていないことの証明が必要と言われました。申込みは必要ですか。</p>	<p>A 証明が必要な月を入所希望月とした申込みが必要です。年度途中申込みであれば、入所希望月の前月10日(土日祝日の場合は直前平日)までに行ってください。</p> <p>申込書の裏面の「育児休業の延長を目的とした世帯に係る調整点の減点」において、「希望する」に☑していただくと、総合点が0点となり、選考において不利な状況となります。ただし、確実に内定がでない訳ではなく、希望園に空きがあり、他に待機児童がない場合等には、入所できることもあります。</p> <p>また、チェック項目14に☑すると、申込月のみの選考となり、翌月以降は申込みが取下げとなります。</p> <p>認可保育所等に入所できなかったことの証明書は、府中市では「未入所証明書」という名称で発行しています。入所希望月前月の25日以降の平日に発行可能となりますので、必要な方は保護者の本人確認書類を持参の上、保育支援課の窓口にお越しください。発行申請をしていただいた日に、即日お渡しが可能です。</p>

3 入所後について

No.19	<p>Q 保育料はいくらですか。公立と私立で違いはありますか。</p>	<p>A 認可保育所等の保育料(利用者負担額)は、世帯の市民税所得割額により異なります(31☞参照)。 なお、公立・私立による基本的な保育料の違いはありませんが、延長保育料は、認可保育所等ごとに設定が異なります。 3歳クラス以上は、保育料はかかりませんが、副食費はお支払いいただきます。副食費は、月額4,500円を目安に施設が定めています。</p>
No.20	<p>Q 入所後、妊娠が分かり、産休・育休を取得予定です。入所中の児童は退所になりますか。</p>	<p>A 出産予定の児童が満1歳となつてから迎える最初の4月末日までは、育児休業を取得したまま入所している上の児童は在籍できます。ただし、上述の期日時点で、上の児童が3歳児クラス以上の場合は、卒園まで在園可能です。 妊娠が分かり次第、母子手帳の写し(府中市の場合は1☞及び4☞)をお通いの認可保育所等又は保育支援課の窓口にご提出ください。 出産後、育児休業を取得される場合は、育児休業期間の記載のある就労証明書、又は育児休業期間が分かる会社発行の書類をお通いの保育所等又は保育支援課の窓口にご提出ください。また、復職後は復職証明書のご提出をお願いします。</p>
No.21	<p>Q 預かり時間を保育標準時間から保育短時間に変更したいです。どのような手続が必要ですか。</p>	<p>A 変更したい月の前月10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに、お通いの保育所又は保育支援課窓口へ「状況変更届」をご提出ください。(27☞参照) なお、保育標準時間の認定には、就労時間の条件がありますので、保育短時間から保育標準時間へ変更したい場合には、ご注意ください(3☞参照)。</p>
No.22	<p>Q 転職(契約変更)を考えています。申込み時より契約上の就労時間を短くすることはできますか。</p>	<p>A 原則できません。 申込み時の就労時間及び就労日数と同条件かそれ以上の契約での転職(契約変更)は可能です。 ただし、介護等により、就労時間を減らさなくてはならない場合等は、介護時間と就労時間を合わせて条件を満たすことが確認できれば、就労時間を変更できることがあります。状況により異なりますので、ご相談ください。</p>

府中市内保育所等の所在図

(令和5年10月現在)

- ... 市立保育所
- ... 私立保育園
- ▲ ... 地域型保育事業

